

山梨労働局

定例記者会見配付資料

令和4年10月28日（金）

本日の記者発表及び令和4年11月のお知らせ等

I 本日の記者発表

1	「山梨県の労働市場の動き(令和4年9月分)」	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 有効求人倍率など労働市場の動きなどについて公表します。

2	「令和5年3月新規大学等卒業予定者の就職内定状況」 (令和4年10月1日現在)	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 県内大学等卒業予定者の就職内定者数などについて公表します。

3	「令和5年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況」 (令和4年9月末現在)	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 県内高等学校卒業予定者の就職内定者数などについて公表します。

4	「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します ～過重労働解消に向けた監督指導や無料の電話相談などを実施～	担当	監督課
		TEL 055-225-2853	

- 1 実施期間
令和4年11月1日(火)から同年11月30日(水)まで
- 2 内容
11月の「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を展開し、県内の各労働基準監督署において長時間労働が疑われる事業場に対する重点的な監督指導を実施するほか、過重労働相談の集中受付(11月1・2・4・5日 なお5日は土曜日であり「過重労働解消相談ダイヤル」を実施)、過労死等防止対策推進シンポジウム(11/29)の開催等を行う。

5	行動災害の予防に向け「SAFE協議会」を設置します(開催案内) ～小売業及び介護施設を対象とする新たな取組～	担当	健康安全課
		TEL 055-225-2855	

- 「小売業」と「社会福祉施設」について、県内のリーディングカンパニー、業界団体、地方公共団体等を構成員とする「SAFE協議会」を新たに設置し、取組に係る情報共有、行動災害の予防に係る啓発資料等の作成、安全衛生管理の好事例の水平展開等を図ることにより、労働災害防止に向けた取組を行います。

II 行事予定等

1	令和4年度 第1回山梨地方労働審議会の開催	担当	雇用環境・均等室
		TEL 055-225-2851	

- 山梨労働局における令和4年度行政運営方針に係る推進状況を審議するため、下記のとおり「山梨地方労働審議会」を開催します。
日 時: 令和4年11月7日(月)午後1時30分～午後3時30分
場 所: KKR甲府 ニュー芙蓉
委 員: 公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の各6名

※ 現地取材をお願いいたします。(頭撮り可)

2	「第1回山梨県地域職業能力開発促進協議会」を開催します。	担当	訓練室
		TEL 055-225-2861	

- 令和4年10月1日に施行された改正職業能力開発促進法において、新たに法定化された職業訓練に関する協議会であり、山梨県と共催により開催します。
地域の関係者に参画いただき、地域の職業訓練コースの設定、訓練効果の把握、検証を行い、訓練内容の改善を図ることとしております。
日 時：令和4年11月15日(火) 午前10時から
場 所：ポリテクセンター山梨 1階会議室(甲府市中小河原町403-1)

※ 現地取材は会議冒頭まで可(カメラ撮り可)。

※ 詳細は11月上旬の県政記者室への投げ込み資料をご参照ください。

添付資料無

3	在籍型出向等セミナー・相談会	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 事業主、社会保険労務士等を対象に、労働者の雇用維持を目的とした在職型出向の活用を検討いただく、「在籍型出向等セミナー・相談会」を参集及びオンラインのハイブリット方式により開催いたします。
日 時：令和4年12月5日(月) 午後1時30分～午後3時
場 所：ポリテクセンター山梨 2階研修室(甲府市中小河原町403-1)
規 模：参加企業30社(会場定員)、オンラインの定員はありません。

※ 詳細は11月下旬の県政記者室への投げ込み資料をご参照ください。

添付資料無

III お知らせ

1	オンライン・セミナーと合同企業説明会・面接会	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 概ね35～55歳の就職氷河期世代の方を対象に、就職に役立つセミナーと企業説明・面接会をオンラインにより開催します。
日 時：令和4年11月26日(土) 午後1時～午後4時
場 所：オンライン(Zoomブレイクアウトルーム)
内 容：午後1時～ セミナー、午後2時～ 合同企業説明・面接会(参加企業20社予定)

2	デジタル分野などの社員教育に人材開発支援助成金をご活用ください。	担当	訓練室
		TEL 055-225-2861	

- 人材開発支援助成金を利用しやすくするため、制度の見直しを行いました。オンラインの定額制受け放題サービスによる訓練等にご活用ください。

3	産業雇用安定助成金の支給や助成の対象が拡大しました。	担当	訓練室
		TEL 055-225-2861	

- 本年10月1日に、新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が在籍型出向により雇用の維持を図ることを支援する産業雇用安定助成金について、支給期間の延長等が規定され、出向復帰後の訓練に対する助成制度が新設されました。

IV 今後の記者発表予定

1 「山梨県の労働市場の動き(令和4年10月分)」	担当	職業安定課
	TEL 055-225-2857	

- 公表予定日 令和4年11月29日(火) 午前10時30分から 山梨労働局 1階会議室
有効求人倍率など労働市場の動きなどについて公表します。

2 山梨労働局 令和4年度 年末年始無災害運動	担当	健康安全課
	TEL 055-225-2855	

- 【趣旨】 年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る目的で、山梨労働局・各労働基準監督署が主唱する運動です。
【実施期間】 令和4年12月1日から令和5年1月31日まで(予定)
【運動標語】 『 待ってます 元気なあなた 明るく迎える年末年始 』

※公表予定日 令和4年11月下旬に県政記者室へ投げ込み予定

◎ハローワークのイベント情報は山梨労働局ホームページ内の「ハローワークからのお知らせ」に掲載されています。QRコードからアクセスできます。是非ご利用ください。

ハローワークからのお知らせ



【次回の「山梨県の労働市場の動き等」公表日 11月29日(火)10:30～】

オンライン・セミナーと合同企業説明・面接会

30代・40代からの/ 正社員求人特集

令和4年 **11月26日** 土

- 時間** 13時～16時
- 会場** オンライン上の個別ルーム (Zoomブレイクアウトルーム) を使用
- 企業** 参加企業一覧は特設サイトをご覧ください。
- 内容** 13時～ セミナー 14時～ 合同企業説明・面接会
※詳細は裏面をご覧ください。



参加
無料

スマホ・PC
オンライン

当日参加
OK

詳細はこちら
(特設サイトへ移動します)



事前申込はこちら
(専用フォームへ移動します)



当日参加はこちら
(ZOOM URL)



<https://www.yamanashi-hyougaki.net>

https://docs.google.com/forms/d/1p9cN1ygtJmKAeqwUJ4xSIOyKt7aC-Estx2qC5pu_zM/edit

<https://us02web.zoom.us/j/82610380718?pwd=MXJMUHRlbnhJWkxYUWVkdGd6MkxPaW10WnRvZ09>

参加対象者

●概ね35歳～55歳の求職中の方

- 現在未就労または非正規雇用などで正社員雇用を目指したい方
- 新たな環境で正社員雇用を目指す派遣スタッフ、契約社員の方
- 子育てが一段落し、今後正社員として働きたい方

※この面接会はハローワークでの失業認定に係る就職活動に該当します。



※今後のコロナウィルスの流行状況により、内容変更の場合があります。その際は、ホームページ等でご案内をいたします。



事業概要

委託元：山梨労働局
事業名：就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム
を活用した支援
受託者：ヒューコムエンジニアリング株式会社

本件に関するお問い合わせ



ヒューコムエンジニアリング株式会社
TEL: 0120-56-3737 高原 / 石坂
Mail: takahara@hucum-eng.co.jp

「オンラインセミナーと合同企業説明・面接会」参加にあたって

- ① 当日までに、最寄りのハローワークまたはハローワークインターネットサービスにて「求職登録」をお願いします。
- ② 当日は Zoom ミーティング (ブレイクアウトルーム) を使用します。
※事前にZoomの最新バージョンをダウンロードまたは更新をお願いします。
- ③ 配信に必要なパソコン (カメラ付き) もしくはスマホ、Wi-Fi等安定した通信環境等は各自ご準備をお願いします。
- ④ (Zoom ログイン) 表示名はフルネームをお願いします。また、ブレイクアウトルーム入室 (面接) 時は、カメラをオンにしてください (また、必要に応じてマイクのオン・オフを切り替えてください)。
- ⑤ 各面接会 (ブレイクアウトルーム) では、複数の求職者が重なる場合も予想されます。その場合は、説明が主となってしまふことをご了承ください。後日、面接を希望される場合は求職者登録または最寄りのハローワークを通じて改めて面接の申込みをお願いします。
- ⑥ 企業説明・面接会の結果「採用」「再面接」となった場合はハローワークから企業宛に「紹介状」を発行いたしますのでご承知おきください。

当日のスケジュール



終了・退出後アンケートへご協力ください

オンラインセミナー

🕒 13:00~13:45

「いまさら聞けない就職活動のこと」 オンライン版

- ① 応募書類の書き方・・・履歴書で採用担当者にアピールするには？
- ② 面接のコツ……………気を付けるべきは、受け答えひとつ？

オンラインの場合、どうすればよいかなど第2部の合同企業説明・面接会ですぐに役立つセミナーです。



講師

石黒 仁 氏 (いしぐる ひとし)

未来と翼合同会社代表社員
シニア産業カウンセラー
2級キャリアコンサルティング技能士
寛容と連携の日本動機づけ面接学会理事

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

デジタル分野などの社員教育に 人材開発支援助成金をご活用ください

国民の皆さまのアイデアをもとに「人への投資促進コース」を創設

人材開発支援助成金を利用しやすくするため
令和4年9月1日、令和4年10月1日に制度の見直しを行いました
～改正内容の詳細は、下記のお問い合わせ先まで～

「人への投資促進コース」の助成メニュー

IT分野未経験

ITやデジタル分野で即戦力となる人材を育成したい

情報技術分野（IT分野）認定実習併用職業訓練【新設】

IT分野未経験者を即戦力化するための訓練を実施する事業主への高率助成。

IT
未経験者
OK!

デジタル／成長分野

高度デジタル人材・高度人材を育成したい

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練【新設】

高度デジタル人材を育成するための訓練や、大学院での高度な訓練を行う事業主への高率助成。

サブスクリプション

オンラインの定額受け放題サービスで効率的に訓練を受けさせたい

定額制訓練【新設】

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成。

自発的能力開発

労働者の自発的な学び直しの費用を支援したい

自発的職業能力開発訓練【新設】

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成。

教育訓練休暇

労働者の自発的な学び直しのための時間を確保したい

長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度【拡充】

働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成。

- ・ 「人への投資促進コース」の他にも、訓練対象者（正規雇用労働者や非正規雇用労働者）にあわせて、助成メニューをご用意しています。
- ・ すべての訓練コースでオンライン（eラーニング）による訓練も対象としています。
- ・ 詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。必要により、訪問による説明も行っています。

人材開発支援助成金

検索



活用例は裏面へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

従業員の資格取得やスキルアップをサポートしたいけど
お金と時間がかかるからとあきらめていませんか？
そんなとき頼りになる助成金があります!!



人材開発支援助成金

「人への投資促進コース」



厚生労働省 山梨労働局

人材開発支援助成金「人への投資促進コース」には次のようなメニューがあります。

オンラインの定額受け放題サービスで効率的に訓練を受けさせたい

定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる
訓練を社員に受けさせたい事業主への助成



経費助成率最大45%

例

1日2時間、従業員に
eラーニングでプログ
ラミングを学ばせたい!!



労働者の自発的な学び直しの費用を支援したい

自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する
事業主への助成



経費助成率30%

例

簿記2級の資格取得
に向けて講座を受け
たい!!



ITやデジタル分野で即戦力となる人材を育成したい

情報技術分野(IT分野)認定併用職業訓練

IT分野未経験者を即戦力化するための訓練(OFF-JTと
OJTの組み合わせ型)を実施する事業主への高率助成



経費助成率最大60%
賃金助成・OJT実施助成

例

OJTで
ITエンジニアを
育てたい!!



※情報通信業以外の事業主の方もご利用になれるコースがあります。お気軽にお問い合わせください。

「人への投資促進コース」の他にも、訓練対象者(正規労働者や非正規労働者)にあわせて
助成金メニューをご用意しています。すべての訓練コースでオンライン(eラーニング)
による訓練も対象としています。
詳しくはウェブサイトをご覧ください。山梨労働局訓練室までお問い合わせください。



詳細はこちら

お問い合わせ先：厚生労働省 山梨労働局 訓練室 ☎055-225-2861

「在籍型出向」を活用して労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま、人材を活用したい事業主の皆さま

2022（令和4）年10月1日 制度改正

産業雇用安定助成金の支給や助成の対象が拡大します

令和4年10月1日の改正内容

① 支給期間の延長 出向労働者一人あたりの支給期間を延長します

現行

最長1年（365日）

改正後

最長2年（730日）

- 延長される期間は、令和6年3月31日までです。
- 延長希望日の3か月前から前日までの間に「延長届」の提出が必要です。
なお、令和4年11月30日までに延長届を提出した場合は、事前に届け出たものとして取り扱います。
- 支給期間の延長には、引き続き売上高や生産量などの生産指標が一定以上減少しているか（※）（出向元）、雇用量が一定以上減少していないか（出向先）などの要件が延長届の提出時とその6か月後に審査されます。
- 令和4年10月1日時点で、1年を超えて引き続き出向を実施している労働者は、令和4年11月30日までに延長届を提出すると、さかのぼって支給されます。※出向計画届提出時と生産量要件が一部異なりますのでご注意ください。

② 支給対象労働者数の上限撤廃 支給対象労働者数上限を一部撤廃します

現行

出向元・出向先ともに
最大500人まで※

改正後

出向元事業所に限り
上限撤廃

※1年度あたり

- 資本的・経済的・組織的関連性など、独立性が認められない事業主間で実施される出向はこれまでどおり最大500人までです。

③ 出向復帰後の訓練（off-JT）に対する助成 【新設】

出向元事業主が、出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成します。

経費助成：実費（1人あたり上限30万円）

賃金助成：1人1時間あたり900円（上限600時間）

- 出向から復帰後3か月以内の訓練開始や、訓練期間は6か月以内などの要件があります。
- 出向復帰後訓練を行う場合は、訓練開始日前日までに「復帰後訓練計画」の提出が必要です。
なお、令和4年11月30日までに訓練計画を提出した場合は、事前に届け出たものとして取り扱います。

産業雇用安定助成金とは

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に対して助成を行うものです。助成金の支給要件や手続き方法は、ガイドブックをご覧ください。



産業雇用安定助成金
ガイドブック

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまたは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。
※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

電話番号 0120-603-999 受付時間 9:00~21:00（土・日・祝日も受け付けています）



お問い合わせ先



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL040930政01

山梨労働局発表
令和4年10月28日

職業安定部職業安定課
職業安定課長 山田 一典
地方労働市場情報官 望月 雄一
電話 055-225-2857 (内線402・407)

山梨県の労働市場の動き（令和4年9月分）

○有効求人倍率（季節調整値）は**1.50倍**で、前月に比べて0.06ポイント上昇。
○新規求人倍率（季節調整値）は**2.53倍**で、前月に比べて0.23ポイント上昇。
○正社員有効求人倍率は**1.05倍**で、前年同月に比べて0.15ポイント上昇。

○厚生労働省 山梨労働局では、県内の公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況を取りまとめ、求人倍率などの指標を作成し、「山梨県の労働市場の動き」として毎月公表しています。

一般職業紹介状況をみると、有効求人（季節調整値）は19,586人となり、前月に比べ3.5%(664人)増加し、有効求職者（同値）は13,073人で前月に比べ▲0.8%(112人)減少しました。（※2-1, 10-2参照）

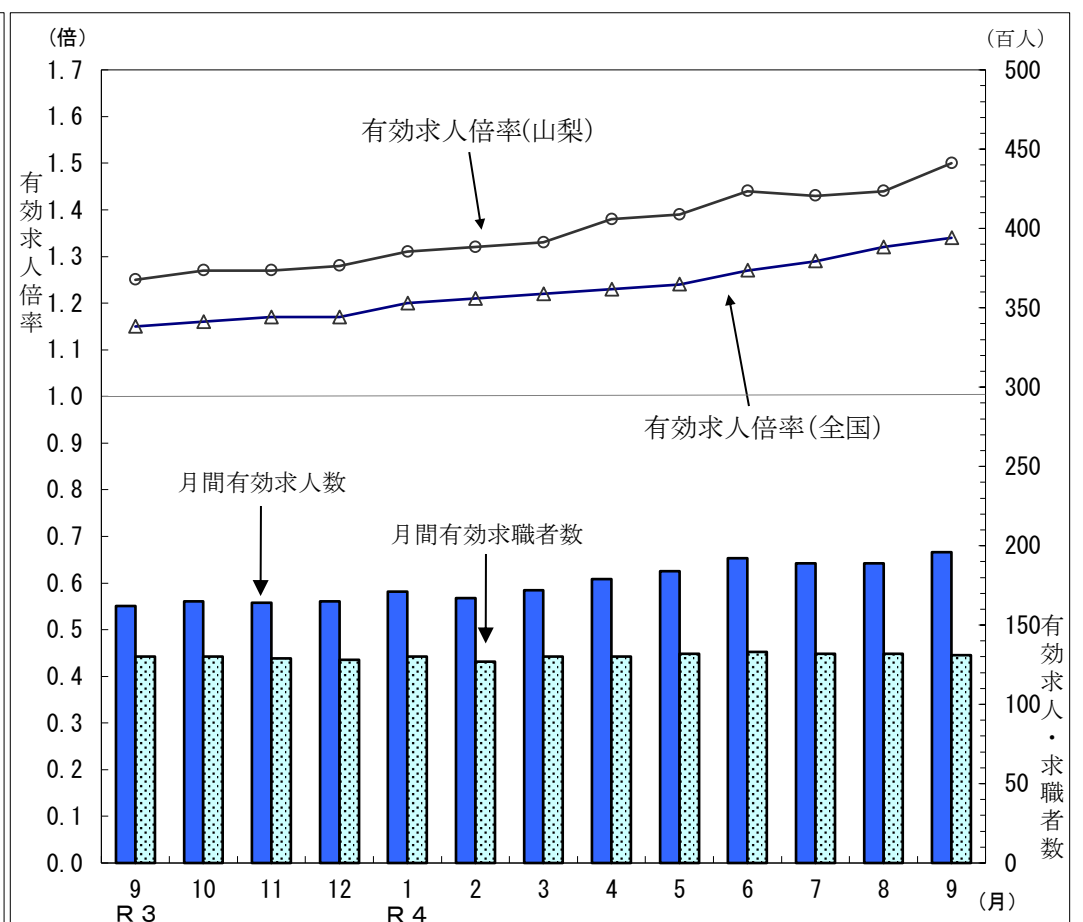
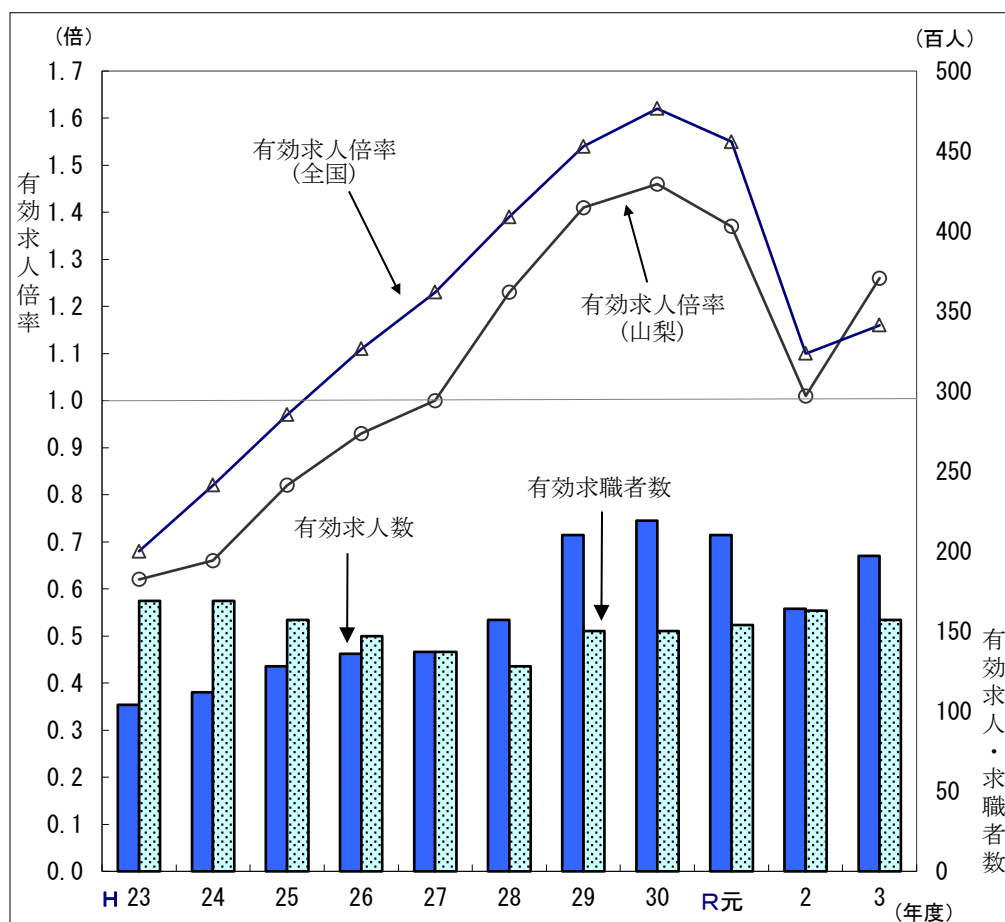
新規求人（原数値）は7,497人となり、前年同月と比較すると21.6%(1,331人)増加しました。

これを主な産業別でみると、建設業12.3%(62人)、製造業36.8%(378人)、情報通信業21.8%(17人)、運輸業, 郵便業32.7%(65人)、卸売業, 小売業21.6%(156人)、宿泊業, 飲食サービス業83.3%(319人)、生活関連サービス業, 娯楽業15.9%(46人)、教育, 学習支援業0.5%(1人)、医療, 福祉9.7%(136人)、サービス業4.9%(50人)は増加となりましたが、学術研究, 専門・技術サービス業は同水準となりました。

（※3参照）

新規求職者（原数値）は2,805人となり、前年同月と比較すると0.8%(23人)増加しました。そのうちパートタイムは1,116人で4.6%(49人)増加しました。また、離職者のうち事業主都合離職者は239人で▲24.4%(77人)減少し、自己都合離職者は1,110人で3.1%(33人)増加しました。

（※4参照）



有効求人倍率（年度平均）

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
県	0.62	0.66	0.82	0.93	1.00	1.23	1.41	1.46	1.37	1.01	1.26
全国	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16

有効求人倍率（季節調整値）

月	R3 9	10	11	12	R4 1	2	3	4	5	6	7	8	9
県	1.25	1.27	1.27	1.28	1.31	1.32	1.33	1.38	1.39	1.44	1.43	1.44	1.50
全国	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27	1.29	1.32	1.34

(注) 1. 求人倍率とは、求職者に対する比率をいい、求職者1人あたりの求人数を示します。
2. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。
3. 文中の産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づくものです。
4. ▲は減少である。
5. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

一般職業紹介状況（パートを含み 学卒を除く）

(注) 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。 2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。								
(P:ポイント)								
項目	年月	4年9月	4年8月 (前月)	3年9月 (前年同月)	対 前 月		対 前 年 同 月	
					増減率(%)	差(人、P)	増減率(%)	差(人、P)
1	月間有効求職者数(人)	12,741	12,737	12,671	-	-	0.6	70
	季節調整値	13,073	13,185	13,030	▲ 0.8	▲ 112	-	-
2	新規求職申込件数(件)	2,805	2,725	2,782	-	-	0.8	23
	季節調整値	2,888	2,827	2,884	2.2	61	-	-
3	月間有効求人数(人)	18,877	18,180	15,690	-	-	20.3	3,187
	季節調整値	19,586	18,922	16,235	3.5	664	-	-
4	新規求人数(人)	7,497	5,810	6,166	-	-	21.6	1,331
	季節調整値	7,295	6,513	6,068	12.0	782	-	-
5	就職件数(件)	891	878	878	-	-	1.5	13
6	紹介件数(件)	2,744	2,634	2,972	-	-	▲ 7.7	▲ 228
7	有効求人倍率(3/1)(倍)	1.48	1.43	1.24	-	-	-	0.24
	季節調整値	1.50	1.44	1.25	-	0.06	-	-
8	新規求人倍率(4/2)(倍)	2.67	2.13	2.22	-	-	-	0.45
	季節調整値	2.53	2.30	2.10	-	0.23	-	-
9	就職率(%)	新規 (5/2*100)	31.8	32.2	31.6	-	-	0.2
10	充足率(%)	新規 (5/4*100)	11.9	15.1	14.2	-	-	▲ 2.3

※用語の説明

- 1欄、月間有効求職者数とは、
「前月末日現在において求職申し込みの有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいいます。
 - 2欄、新規求職申込件数とは、公共職業安定所でその月のうちに新たに受け付けた求職申込件数をいいます。
 - 3欄、月間有効求人数とは、「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいいます。
 - 4欄、新規求人数とは、公共職業安定所でその月に受け付けた求人数(採用予定人員)をいいます。
 - 5欄、就職件数とは、有効求職者が自安定所の紹介あっ旋により就職した件数をいいます。したがって自己就職、縁故就職等は除かれます。
 - 9欄、就職率は、求職者のうち就職した件数の割合をいいます。「就職件数/新規求職申込件数×100」
 - 10欄、充足率は、求人数のうち充足された求人数の割合をいいます。「就職件数/新規求人数×100」
- ※▲は減少である。

正社員の職業紹介状況

年 月	全体の有効求人倍率 (季節調整値)	正社員			新規求職者数					新規求人数					就職件数					就職率 (就職件数/新規求職者数)%		
		有効求人倍率	有効求職者数	有効求人数	合計	正社員	非正社員	構成比		合計	正社員	非正社員	構成比		合計	正社員	非正社員	構成比		合計	正社員	非正社員
								正社員	非正社員				正社員	非正社員				正社員	非正社員			
令和3年 9月	1.25	0.90	7,500	6,743	2,782	1,705	1,077	61.3	38.7	6,166	2,823	3,343	45.8	54.2	878	329	549	37.5	62.5	31.6	19.3	51.0
10月	1.27	0.92	7,644	7,019	3,065	1,828	1,237	59.6	40.4	6,176	2,400	3,776	38.9	61.1	943	340	603	36.1	63.9	30.8	18.6	48.7
11月	1.27	0.95	7,497	7,150	2,721	1,645	1,076	60.5	39.5	5,433	2,154	3,279	39.6	60.4	939	360	579	38.3	61.7	34.5	21.9	53.8
12月	1.28	0.99	7,205	7,101	2,252	1,421	831	63.1	36.9	6,052	2,722	3,330	45.0	55.0	826	328	498	39.7	60.3	36.7	23.1	59.9
令和4年 1月	1.31	0.95	7,497	7,127	3,386	2,011	1,375	59.4	40.6	6,664	2,457	4,207	36.9	63.1	753	296	457	39.3	60.7	22.2	14.7	33.2
2月	1.32	0.93	7,755	7,197	2,980	1,854	1,126	62.2	37.8	5,878	2,210	3,668	37.6	62.4	981	337	644	34.4	65.6	32.9	18.2	57.2
3月	1.33	0.91	8,095	7,387	3,419	1,991	1,428	58.2	41.8	7,110	2,869	4,241	40.4	59.6	1,541	426	1,115	27.6	72.4	45.1	21.4	78.1
4月	1.38	0.90	7,949	7,141	3,650	1,957	1,693	53.6	46.4	5,971	2,279	3,692	38.2	61.8	1,012	355	657	35.1	64.9	27.7	18.1	38.8
5月	1.39	0.94	7,802	7,301	2,961	1,705	1,256	57.6	42.4	5,953	2,385	3,568	40.1	59.9	961	318	643	33.1	66.9	32.5	18.7	51.2
6月	1.44	0.98	7,606	7,486	2,821	1,706	1,115	60.5	39.5	7,164	2,908	4,256	40.6	59.4	986	359	627	36.4	63.6	35.0	21.0	56.2
7月	1.43	1.00	7,454	7,448	2,530	1,622	908	64.1	35.9	6,193	2,327	3,866	37.6	62.4	857	329	528	38.4	61.6	33.9	20.3	58.1
8月	1.44	0.99	7,512	7,474	2,725	1,666	1,059	61.1	38.9	5,810	2,383	3,427	41.0	59.0	878	341	537	38.8	61.2	32.2	20.5	50.7
9月	1.50	1.05	7,496	7,868	2,805	1,679	1,126	59.9	40.1	7,497	3,203	4,294	42.7	57.3	891	351	540	39.4	60.6	31.8	20.9	48.0
前年同月比 (率・差)	0.25	0.15	▲ 0.1	16.7	0.8	▲ 1.5	4.5	▲ 1.4	1.4	21.6	13.5	28.4	▲ 3.1	3.1	1.5	6.7	▲ 1.6	1.9	▲ 1.9	0.2	1.6	▲ 3.0

- (注) 1. 正社員有効求人倍率は、正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数(パートタイムを除く常用)となります。
 なお、常用フルタイム有効求職者には、フルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。
 2. 「非正社員」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者であります。
 3. 全体の有効求人倍率は季節調整値となり、その他はすべて実数値となります。
 4. 求職者数、求人数、就職件数については前年同月比(%)となり、有効求人倍率、構成比、就職率については前年同月差(ポイント)となります。
 5. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。(なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。)
 6. ▲は減少である。
 7. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

産業別新規求人数の推移

■令和4年9月の新規求人数(原数値)は7,497人となり、前年同月比で見ると、21.6%(1,331人)増加となりました。
 主な産業別で見ると、同比で建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業は増加となりました。
 一方、学術研究、専門・技術サービス業は同水準でした。
 また、県内の主要産業である製造業においては製造業においては同比36.8%(378人)増加となりました。その中で主力の食料品製造業67.0%(136人)、金属製品製造業13.3%(6人)、はん用機械器具製造業2.8%(2人)、生産用機械器具製造業92.4%(73人)、業務用機械器具製造業1.2%(1人)、電子部品・デバイス・電子回路製造業25.4%(17人)、電気機械器具製造業50.0%(40人)、輸送用機械器具製造業11.5%(6人)は増加となりました。

産業名	項目	人(全数) R4.9	前年同月数 (R3.9)	対前年同月 増減率(%)	前年同月 差(人)
A,B 農,林,漁業(01~04)		55	(57)	▲ 3.5	▲ 2
C 鉱業,採石業,砂利採取業(05)		9	(3)	200.0	6
D 建設業(06~08)		565	(503)	12.3	62
(06 総合工事業)		341	(334)	2.1	7
E 製造業(09~32)		1,405	(1,027)	36.8	378
09 食料品製造業		339	(203)	67.0	136
10 飲料・たばこ・飼料製造業		61	(50)	22.0	11
11 繊維工業		31	(16)	93.8	15
12 木材・木製品製造業(家具を除く)		3	(4)	▲ 25.0	▲ 1
13 家具・装備品製造業		8	(4)	100.0	4
14 パルプ・紙・紙加工品製造業		22	(25)	▲ 12.0	▲ 3
15 印刷・同関連業		12	(5)	140.0	7
16 化学工業		36	(24)	50.0	12
17 石油製品・石炭製品製造業		0	(0)	-	0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)		72	(47)	53.2	25
19 ゴム製品製造業		1	(0)	-	1
21 窯業・土石製品製造業		30	(36)	▲ 16.7	▲ 6
22 鉄鋼業		19	(16)	18.8	3
23 非鉄金属製造業		16	(21)	▲ 23.8	▲ 5
24 金属製品製造業		51	(45)	13.3	6
25 はん用機械器具製造業		73	(71)	2.8	2
26 生産用機械器具製造業		152	(79)	92.4	73
27 業務用機械器具製造業		82	(81)	1.2	1
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		84	(67)	25.4	17
29 電気機械器具製造業		120	(80)	50.0	40
30 情報通信機械器具製造業		56	(42)	33.3	14
31 輸送用機械器具製造業		58	(52)	11.5	6
20,32 その他の製造業		79	(59)	33.9	20
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)		1	(0)	-	1
G 情報通信業(37~41)		95	(78)	21.8	17
H 運輸業,郵便業(42~49)		264	(199)	32.7	65
I 卸売業,小売業(50~61)		879	(723)	21.6	156
J 金融業,保険業(62~67)		25	(14)	78.6	11
K 不動産業,物品賃貸業(68~70)		105	(78)	34.6	27
L 学術研究,専門・技術サービス業(71~74)		94	(94)	0.0	0
M 宿泊業,飲食サービス業(75~77)		702	(383)	83.3	319
N 生活関連サービス業,娯楽業(78~80)		336	(290)	15.9	46
O 教育,学習支援業(81,82)		205	(204)	0.5	1
P 医療,福祉(83~85)		1,531	(1,395)	9.7	136
Q 複合サービス事業(86,87)		11	(23)	▲ 52.2	▲ 12
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)		1,064	(1,014)	4.9	50
S.T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97,98,99)		151	(81)	86.4	70
合計		7,497	(6,166)	21.6	1,331
29人以下		4,856	(3,883)	25.1	973
30~99人		1,835	(1,687)	8.8	148
100~299人		546	(424)	28.8	122
300~499人		76	(89)	▲ 14.6	▲ 13
500~999人		140	(65)	115.4	75
1,000人以上		44	(18)	144.4	26

(注) ① 新規学卒者を除きパートタイムを含みます。
 ② 平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものです。
 ③ ▲は減少です。

◇事業所規模別の状況を見ると、29人以下(64.8%)、30~99人(24.5%)、100~299人(7.3%)、300~499人(1.0%)、500~999人(1.9%)、1,000人以上(0.6%)です。

求 職 の 動 向

■令和4年9月の新規求職者数(パートタイム及び臨時・季節を含む全数)は2,805人(原数値)となり、前年同月比で0.8%(23人)増加しました。そのうち、パートタイムは1,116人で4.6%(49人)増加しました。

また、在職者については4.7%(46人)増の1,015人となり、離職者においては▲1.4%(21人)減の1,486人となりました。

離職者のうち、事業主都合離職者は▲24.4%(77人)減の239人となり、自己都合離職者は3.1%(33人)増の1,110人となりました。

新規求職者数を年齢別に前年同月比で見ると、44歳以下は▲0.6%(8人)減の1,355人となり、45歳以上は2.2%(31人)増の1,450人となりました。

年度別 月別	新規求職者計 ()内はパートタイム											
		在職者	離職者		無業者	44歳以下	45歳以上					
			事業主 都合	自 己 都合			45歳以上 の構成比	55歳 以上	65歳 以上			
H26年度	▲ 2.6 (1.8)	4.6	▲ 4.6	▲ 9.5	▲ 1.1	▲ 9.0	▲ 4.9	0.9	41.7	▲ 1.4	14.7	
H27年度	▲ 5.9 (▲5.5)	▲ 2.6	▲ 5.4	▲ 8.9	▲ 2.8	▲ 16.0	▲ 6.5	▲ 5.1	42.1	▲ 4.7	0.6	
H28年度	▲ 6.0 (▲0.9)	1.5	▲ 9.2	▲ 15.3	▲ 7.0	▲ 11.3	▲ 7.9	▲ 3.3	43.3	▲ 0.1	11.9	
H29年度	▲ 4.0 (▲1.3)	1.6	▲ 6.3	▲ 12.3	▲ 3.4	▲ 10.1	▲ 7.0	0.0	45.1	1.4	4.9	
H30年度	▲ 1.4 (1.2)	▲ 4.2	1.2	▲ 3.7	1.7	▲ 4.1	▲ 6.6	4.9	48.0	8.6	13.3	
R元年度	0.7 (6.7)	▲ 1.1	0.8	2.1	▲ 0.5	6.8	▲ 5.7	7.8	51.3	13.5	23.2	
R 2 年度	▲ 3.5 (▲5.1)	▲ 10.0	▲ 1.2	20.0	▲ 9.0	6.3	▲ 5.7	▲ 1.3	52.4	▲ 1.7	▲ 4.7	
R 3 年度	▲ 2.9 (▲0.7)	4.8	▲ 4.0	▲ 24.1	5.0	▲ 19.2	▲ 3.7	▲ 2.3	52.8	▲ 0.4	5.6	
R3. 9	▲ 4.0 (▲4.2)	1.5	▲ 2.4	▲ 22.9	5.4	▲ 23.3	▲ 5.0	▲ 3.0	51.0	2.3	8.4	
	2,782 (1,067)	969	1,507	316	1,077	306	1,363	1,419	-	883	386	
10	▲ 6.3 (▲1.3)	▲ 0.9	▲ 6.9	▲ 35.3	5.0	▲ 16.6	▲ 6.2	▲ 6.4	48.5	▲ 3.5	4.1	
11	5.3 (7.2)	17.5	▲ 0.4	▲ 36.3	14.4	▲ 1.2	10.5	0.4	48.8	1.2	7.8	
12	▲ 2.3 (▲6.1)	8.3	▲ 5.6	▲ 28.9	6.5	▲ 24.1	▲ 2.4	▲ 2.3	55.5	▲ 1.5	1.7	
R4. 1	2.7 (4.9)	14.1	▲ 1.4	▲ 15.0	7.6	▲ 16.7	▲ 4.3	9.0	55.9	6.2	8.1	
2	▲ 10.9 (▲14.2)	▲ 3.3	▲ 8.6	▲ 28.5	▲ 0.6	▲ 45.0	▲ 8.5	▲ 12.9	52.4	▲ 15.4	▲ 19.7	
3	1.0 (4.5)	10.0	▲ 1.3	▲ 8.6	0.4	▲ 16.1	▲ 1.9	3.7	53.5	6.0	13.6	
4	▲ 3.3 (2.7)	9.0	▲ 5.4	▲ 17.2	▲ 2.0	▲ 17.5	▲ 1.3	▲ 4.9	56.9	▲ 1.1	9.4	
5	7.6 (11.4)	14.5	6.4	▲ 9.9	12.7	▲ 6.1	0.5	14.2	54.7	17.9	23.7	
6	7.7 (17.2)	9.7	4.2	▲ 4.8	4.7	19.8	7.3	8.0	51.8	15.3	15.2	
7	▲ 3.9 (▲14.0)	▲ 0.5	▲ 0.9	▲ 7.8	5.9	▲ 30.6	▲ 0.7	▲ 6.7	52.0	▲ 11.2	▲ 12.0	
8	3.5 (10.9)	7.6	3.0	▲ 1.6	6.1	▲ 9.6	2.0	4.8	52.4	2.2	6.4	
	2,725 (1,049)	1,038	1,461	301	1,040	226	1,296	1,429	-	869	382	
R4. 9	0.8 (4.6)	4.7	▲ 1.4	▲ 24.4	3.1	▲ 0.7	▲ 0.6	2.2	51.7	3.4	8.5	
	2,805 (1,116)	1,015	1,486	239	1,110	304	1,355	1,450	-	913	419	
前年同月差	23 (49)	46	▲ 21	▲ 77	33	▲ 2	▲ 8	31	-	30	33	

- (注) 1. 各年度及び各月欄は、対前年度比及び対前年同月比を表示。最新月、前月及び最新月の前年同月の下欄は新規求職者数。(原数値)
 2. ()内は新規求職者のうちパートタイム求職者。
 3. ▲は、減少である。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。
 5. 令和4年7月まで新規求職者計を除く項目は、パート及び臨時・季節を除いた内訳として計上していたが、令和4年8月からパート及び臨時・季節を含めた新規求職者数に変更。
 ※「無業者」とは、離職後1年を超える者、家事・育児従業者、学卒未就職者等をいいます。

職業別求職・求人の状況

管理的職業、専門的・技術的職業（主に看護師、薬剤師、建築・土木技術者等）、販売の職業、サービスの職業、保安の職業（警備員、交通誘導員等）、生産工程の職業、輸送・機械運転の職業、建設・採掘の職業について、有効求人倍率は1倍以上となりました。

一方、他の職業においては有効求人倍率が1倍を割っています。特に事務的職業において有効求人倍率が低くなっています。

令和4年9月

職業別	項目	有効求職			有効求人	有効求人倍率
		計	男	女		
実数 (人)	合計	7,496	4,512	2,981	9,640	1.29
	A 管理的職業	31	29	2	40	1.29
	B 専門的・技術的職業	931	501	430	2,071	2.22
	C 事務的職業	1,779	558	1,221	843	0.47
	D 販売の職業	422	280	142	787	1.86
	E サービスの職業	776	382	394	1,768	2.28
	F 保安の職業	36	36	0	191	5.31
	G 農林漁業の職業	165	133	32	125	0.76
	H 生産工程の職業	1,317	984	332	1,916	1.45
	I 輸送・機械運転の職業	322	313	9	603	1.87
	J 建設・採掘の職業	162	158	4	760	4.69
	K 運搬・清掃・包装等の職業	634	469	164	536	0.85
	分類不能	921	669	251	0	0.00
	構成 比 (%)	合計	100.0	100.0	100.0	100.0
A 管理的職業		0.4	0.6	0.1	0.4	-
B 専門的・技術的職業		12.4	11.1	14.4	21.5	-
C 事務的職業		23.7	12.4	41.0	8.7	-
D 販売の職業		5.6	6.2	4.8	8.2	-
E サービスの職業		10.4	8.5	13.2	18.3	-
F 保安の職業		0.5	0.8	0.0	2.0	-
G 農林漁業の職業		2.2	2.9	1.1	1.3	-
H 生産工程の職業		17.6	21.8	11.1	19.9	-
I 輸送・機械運転の職業		4.3	6.9	0.3	6.3	-
J 建設・採掘の職業		2.2	3.5	0.1	7.9	-
K 運搬・清掃・包装等の職業		8.5	10.4	5.5	5.6	-
分類不能		12.3	14.8	8.4	0.0	-

(注) ① 「常用」の原数値（パート及び臨時・季節を除く）です。

② 求職申込書における「性別」欄の記載が任意となっていることから、男女別の合計は全体の値と一致しない場合もあります。

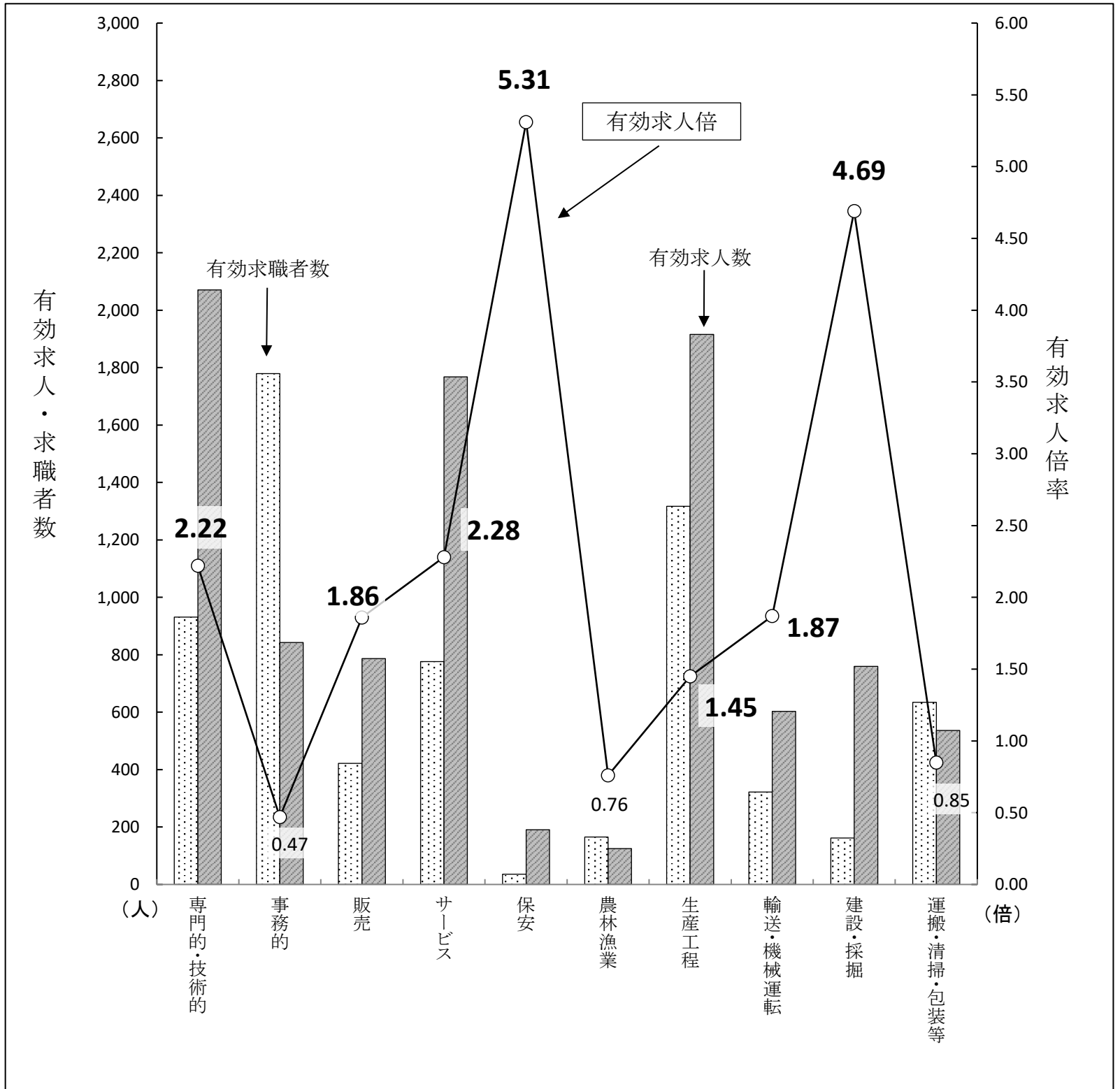
③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

用語解説：

専門的・技術的職業：「高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事するもの及び医療・法律・教育・宗教・芸術・その他専門的性質の業務に従事するもの」をいう。

職業別求人・求職バランスシート

令和4年9月



職業	専門的・技術的	事務的	販売	サービス	保安	農林漁業	生産工程	輸送・機械運転	建設・採掘	運搬・清掃・包装等	合計
有効求人数	2,071	843	787	1,768	191	125	1,916	603	760	536	9,640
有効求職者数	931	1,779	422	776	36	165	1,317	322	162	634	7,496
有効求人倍率	2.22	0.47	1.86	2.28	5.31	0.76	1.45	1.87	4.69	0.85	1.29

(注)

- ① 「常用」の原数値(パート及び臨時・季節を除く)です。
- ② [職業]の合計欄には、[管理的職業]、[分類不能]を含みます。
- ③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

企 業 整 備 状 況

令和4年度

【前年(同月)比】(件、人、%)

項 目	合 計				内 訳				規 模 別(件数)				中 高 年 齡 者 数	
	件 数	対前年 増減率	人 員	対前年 増減率	人 員 整 理		倒 産		29人 以下	30～ 99人	100～ 499人	500人 以上		
					件数	人 員	件数	人 員						
平成27年度	50 (4.2)	968 (▲ 43.1)	37	490	13	478	27	15	8	0	486	
平成28年度	30 (▲ 40.0)	497 (▲ 48.7)	26	366	4	131	19	7	3	1	256	
平成29年度	27 (▲ 10.0)	767 (54.3)	24	574	3	193	17	5	3	2	520	
平成30年度	23 (▲ 14.8)	446 (▲ 41.9)	19	394	4	52	10	8	3	2	276	
令和元年度	36 (56.5)	494 (10.8)	34	458	2	36	29	5	2	0	340	
令和2年度	74 (105.6)	1163 (135.4)	72	1,091	2	72	38	20	16	0	795	
令和3年度	31 (▲ 58.1)	475 (▲ 59.2)	28	430	3	45	19	8	3	1	309	
令和4年度	16 (▲ 48.4)	206 (▲ 56.6)	14	171	2	35	11	3	2	0	113	
令 和 3 年 度	4月	2 (▲ 66.7)	21 (▲ 86.8)	2	21	0	0	2	0	0	0	11
	5月	2 (▲ 88.2)	26 (▲ 86.9)	2	26	0	0	2	0	0	0	18
	6月	3 (▲ 66.7)	60 (▲ 53.1)	2	49	1	11	2	0	1	0	50
	7月	3 (▲ 40.0)	36 (▲ 41.0)	2	22	1	14	2	1	0	0	22
	8月	3 (0.0)	35 (9.4)	3	35	0	0	2	0	0	1	29
	9月	4 (▲ 20.0)	42 (▲ 52.3)	3	22	1	20	2	2	0	0	28
	10月	2 (▲ 66.7)	16 (▲ 83.5)	2	16	0	0	2	0	0	0	15
	11月	5 (▲ 16.7)	91 (▲ 37.2)	5	91	0	0	2	2	1	0	47
	12月	2 (▲ 33.3)	25 (▲ 7.4)	2	25	0	0	2	0	0	0	5
	1月	0 (-)	0 (-)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	4 (▲ 50.0)	110 (▲ 14.7)	4	110	0	0	1	2	1	0	74
	3月	1 (▲ 66.7)	13 (▲ 61.8)	1	13	0	0	0	1	0	0	10
令 和 4 年 度	4月	3 (50.0)	26 (23.8)	3	26	0	0	2	0	1	0	20
	5月	1 (▲ 50.0)	7 (▲ 73.1)	1	7	0	0	1	0	0	0	5
	6月	4 (33.3)	78 (30.0)	4	78	0	0	2	2	0	0	43
	7月	1 (▲ 66.7)	8 (▲ 77.8)	1	8	0	0	1	0	0	0	3
	8月	5 (66.7)	63 (80.0)	4	46	1	17	3	1	1	0	27
	9月	2 (▲ 50.0)	24 (▲ 42.9)	1	6	1	18	2	0	0	0	15
	10月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月	0 (-)	0 (-)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3月	0 (▲ 100.0)	0 (▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 県内の公共職業安定所を通じて、5人以上の解雇・雇止めについて事業所からの任意の届出により把握した状況です。
企業整備が複数月に亘って実施される場合は、開始月に一括して計上しています。

※▲は、減少である。 ※(-)は前年同月の数値が「0」のため計算不可。
※令和4年度の数値は、令和5年3月迄の合計であり、「対前年増減率」の数値は、令和3年度との比較。
※届出の状況により数値が変更となる場合があります。

◆企業整備状況を前年同月差でみると、件数は2件(50.0%)減少、企業整備人員は18人(42.9%)減少となりました。
企業整備人員24人のうち、男性が7人(29.2%)、女性が17人(70.8%)です。
年齢構成では、45歳以上の中高年齢者層は15人(62.5%)です。

雇用保険関係主要指標（適用関係）

山梨労働局職業安定部職業安定課

項目 年度	1 適用事業所数		2 被保険者数		3 資格取得者数		4 資格喪失者数		5 4のうち 解雇者数		6 離職票 交付枚数		7 事務組 合 数	8 事務組合委託状況 事業所数		9 被保険者数		
		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率			対前年増減率		対前年増減率	
	年度																	
25年度	13,278	0.8	199,811	1.3	38,113	4.2	35,147	▲ 3.8	3,029	▲ 29.1	23,410	▲ 6.9	81	4,843	1.7	27,107	3.3	
26年度	13,472	1.5	202,838	1.5	40,265	5.6	36,736	4.5	4,048	33.6	23,982	2.4	82	4,925	1.7	28,256	4.2	
27年度	13,646	1.3	206,284	1.7	39,873	▲ 1.0	35,714	▲ 2.8	2,828	▲ 30.1	23,129	▲ 3.6	82	5,012	1.8	28,920	2.3	
28年度	13,894	1.8	212,205	2.9	40,511	1.6	34,458	▲ 3.5	2,210	▲ 21.9	22,402	▲ 3.1	80	5,065	1.1	29,833	3.2	
29年度	14,120	1.6	217,769	2.6	41,584	2.6	35,548	3.2	2,158	▲ 2.4	22,398	▲ 0.0	79	5,161	1.9	30,649	2.7	
30年度	14,194	0.5	221,332	1.6	41,120	▲ 1.1	37,462	5.4	2,178	0.9	23,410	4.5	79	5,167	0.1	31,087	1.4	
元年度	14,323	0.9	223,532	1.0	39,926	▲ 2.9	37,568	0.3	2,627	20.6	24,554	4.9	78	5,203	0.7	31,673	1.9	
2年度	14,717	2.8	225,260	0.8	37,512	▲ 6.0	35,393	▲ 5.8	3,086	17.5	23,077	▲ 6.0	78	5,303	1.9	31,607	▲ 0.2	
3年度	14,968	1.7	225,741	0.2	36,179	▲ 3.6	35,602	0.6	1,700	▲ 44.9	22,237	▲ 3.6	78	5,332	0.5	31,490	▲ 0.4	
令和3年度	4月	14,735	2.5	223,878	0.5	5,937	▲ 1.8	6,885	0.6	367	▲ 38.7	4,312	▲ 6.7	78	5,286	1.6	31,659	▲ 0.4
	5月	14,752	2.2	226,443	0.7	5,027	▲ 1.8	2,541	▲ 16.0	147	▲ 51.2	1,592	▲ 14.7	78	5,275	1.5	31,498	0.9
	6月	14,788	2.0	227,418	0.6	3,432	▲ 6.1	2,643	2.6	123	▲ 57.4	1,578	▲ 4.0	78	5,289	1.6	31,710	1.0
	7月	14,821	2.0	227,520	0.7	2,708	▲ 9.6	2,619	▲ 8.6	141	▲ 69.1	1,688	▲ 15.3	78	5,301	1.5	31,800	1.0
	8月	14,849	1.8	227,340	0.5	2,367	▲ 2.8	2,551	9.7	119	▲ 32.8	1,573	1.4	78	5,313	1.5	31,845	1.0
	9月	14,818	1.7	227,259	0.5	2,478	▲ 2.7	2,629	3.5	108	▲ 14.3	1,630	1.4	78	5,303	1.0	31,816	0.4
	10月	14,841	1.7	226,821	0.6	2,552	▲ 7.9	3,040	▲ 3.3	157	▲ 50.8	1,812	▲ 5.4	78	5,305	0.8	31,818	0.8
	11月	14,860	1.7	226,932	0.5	2,428	▲ 0.0	2,290	8.2	81	▲ 53.7	1,407	2.1	78	5,313	0.9	31,805	0.7
	12月	14,883	1.8	226,601	0.4	2,115	▲ 6.4	2,479	6.2	127	7.6	1,557	7.5	78	5,313	0.7	31,644	0.2
	1月	14,917	1.8	225,962	0.3	2,282	▲ 1.1	2,939	8.3	92	▲ 54.9	1,830	▲ 0.4	78	5,318	0.6	31,568	0.1
	2月	14,944	1.8	225,887	0.2	2,265	▲ 1.5	2,267	4.2	105	▲ 27.1	1,474	0.3	78	5,324	0.5	31,502	▲ 0.5
	3月	14,968	1.7	225,741	0.2	2,588	▲ 2.3	2,719	▲ 0.6	133	▲ 24.9	1,784	2.5	78	5,332	0.5	31,490	▲ 0.4
令和4年度	4月	14,997	1.8	226,125	1.0	6,933	16.8	6,640	▲ 3.6	269	▲ 26.7	4,260	▲ 1.2	78	5,333	0.9	31,538	▲ 0.4
	5月	15,002	1.7	227,988	0.7	4,695	▲ 6.6	2,822	11.1	121	▲ 17.7	1,767	11.0	78	5,308	0.6	31,675	0.6
	6月	15,025	1.6	228,720	0.6	3,475	1.3	2,729	3.3	153	24.4	1,702	7.9	78	5,313	0.5	31,834	0.4
	7月	15,031	1.4	228,919	0.6	2,952	9.0	2,780	6.1	119	▲ 15.6	1,717	1.7	78	5,318	0.3	31,970	0.5
	8月	15,054	1.4	228,982	0.7	2,586	9.3	2,653	4.0	127	6.7	1,670	6.2	78	5,332	0.4	31,963	0.4
	9月	14,974	1.1	229,009	0.8	2,526	1.9	2,715	3.3	124	14.8	1,695	4.0	78	5,315	0.2	31,957	0.4
	10月																	
	11月																	
	12月																	
	1月																	
2月																		
3月																		

* 1欄「適用事業所数」、2欄「被保険者数」、7欄「事務組合数」、事務組合委託状況の8欄「事業所数」、9欄「被保険者数」の年度数は、当該年度の年度末（3月）の数値です。

* 「7欄事務組合数」は、公共職業安定所の所掌する事務組合の数です。

雇用保険関係主要指標（給付関係）

山梨労働局職業安定部職業安定課

金額単位：千円

項目 年度	1 一般受給資格 決定件数		2 基本手当 初回受給者数		3 求 職 者 給 付						4 就 職 促 進 給 付				5 失業等給付支給総額			
	対前年増減率	対前年増減率	一般被保険者 受給者 (基本手当)		高年齢継続被保険者 (高年齢求職者給付)		短期雇用特例被保険者 (特例一時金)		再就職手当		常用就職支度手当		対前年増減率					
			実人員	対前年増減率	支給金額	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額	支給人員	支給金額	支給人員		支給金額				
24年度	11,597	0.0	9,987	3.2	3,758	2.2	5,582,041	1,152	241,416	370	69,887	2,439	782,086	63	6,730	9,158,671	4.3	
25年度	10,024	▲ 13.6	8,338	▲ 16.5	3,414	▲ 9.2	5,056,966	1,186	247,339	365	68,604	2,382	758,941	96	14,741	8,750,821	▲ 4.5	
26年度	9,752	▲ 2.7	8,135	▲ 2.4	3,081	▲ 9.8	4,511,754	1,360	291,134	341	63,272	2,532	877,385	91	11,573	8,573,469	▲ 2.0	
27年度	8,702	▲ 10.8	7,101	▲ 12.7	2,693	▲ 12.6	3,994,833	1,328	288,909	310	58,118	2,664	859,616	101	13,539	8,430,548	▲ 1.7	
28年度	8,021	▲ 7.8	6,339	▲ 10.7	2,300	▲ 14.6	3,257,912	1,496	327,613	295	55,872	2,334	748,993	46	5,092	7,622,022	▲ 9.6	
29年度	7,683	▲ 4.2	6,054	▲ 4.5	2,168	▲ 5.7	3,079,671	1,554	326,447	301	57,304	2,470	924,162	25	3,781	7,744,578	1.6	
30年度	7,805	1.6	6,000	▲ 0.9	2,149	▲ 0.9	3,130,716	1,783	387,012	292	55,748	2,508	964,723	14	2,193	8,034,302	3.7	
元年度	8,099	3.8	6,648	10.8	2,315	7.7	3,450,931	2,327	505,350	271	53,053	2,524	996,447	36	6,219	8,743,772	8.8	
2年度	9,080	12.1	8,076	21.5	3,076	32.9	4,704,579	2,428	518,897	231	45,498	2,169	877,120	54	8,710	10,724,324	22.7	
3年度	7,529	▲ 17.1	6,459	▲ 20.0	2,457	▲ 20.1	3,733,799	2,395	517,605	235	45,243	2,089	796,371	39	6,535	9,406,511	▲ 12.3	
令和3年度	4月	1,000	▲ 5.3	574	▲ 1.4	2,454	6.5	311,737	363	82,591	3	552	137	50,300	3	514	800,493	22.3
	5月	764	▲ 29.6	761	▲ 26.2	2,589	▲ 7.3	307,047	391	88,450	1	265	147	63,809	3	562	842,939	▲ 1.2
	6月	659	▲ 26.3	584	▲ 35.3	2,721	▲ 17.1	358,129	216	45,960	1	223	200	76,939	3	403	805,788	▲ 0.0
	7月	560	▲ 34.8	618	▲ 27.4	2,763	▲ 21.8	348,280	162	34,692	0	0	192	73,175	1	87	826,514	▲ 18.9
	8月	543	▲ 23.7	537	▲ 33.9	2,758	▲ 25.5	348,118	158	33,812	0	0	180	70,816	1	186	751,568	▲ 13.3
	9月	564	▲ 10.8	464	▲ 28.4	2,590	▲ 28.7	349,689	144	30,551	0	1	170	61,045	1	138	810,513	▲ 21.9
	10月	656	▲ 26.0	453	▲ 26.9	2,433	▲ 29.3	304,746	173	36,646	0	2	239	94,865	4	719	769,226	▲ 22.3
	11月	584	5.8	544	▲ 12.1	2,314	▲ 27.4	279,212	193	39,873	0	0	193	78,495	1	197	794,243	▲ 15.9
	12月	464	▲ 10.6	486	0.0	2,298	▲ 21.7	297,171	123	26,143	4	637	169	62,274	5	911	699,455	▲ 20.4
	1月	596	▲ 6.3	441	▲ 1.3	2,206	▲ 20.9	275,256	161	35,380	133	25,080	145	52,983	4	591	814,856	▲ 12.6
令和4年度	2月	546	▲ 5.2	515	▲ 8.4	2,182	▲ 18.2	253,854	149	30,411	89	17,574	142	50,581	4	812	647,366	▲ 18.5
	3月	593	▲ 11.9	482	▲ 6.4	2,170	▲ 17.9	300,562	162	33,097	4	910	175	61,090	9	1,415	843,550	▲ 10.9
	4月	920	▲ 8.0	497	▲ 13.4	2,026	▲ 17.4	246,884	335	71,789	3	540	62	26,390	1	175	669,024	▲ 16.4
	5月	786	2.9	632	▲ 17.0	2,076	▲ 19.8	248,797	466	105,568	4	923	148	61,395	4	702	846,934	0.5
	6月	660	0.2	602	3.1	2,344	▲ 13.9	304,790	208	44,036	0	0	262	93,633	2	337	739,590	▲ 8.2
	7月	571	2.0	660	6.8	2,493	▲ 9.8	297,891	157	34,203	0	0	158	59,429	0	0	768,048	▲ 7.1
	8月	616	13.4	586	9.1	2,638	▲ 4.4	342,577	226	50,515	0	0	167	64,847	2	427	765,705	1.9
	9月	600	6.4	470	1.3	2,510	▲ 3.1	336,859	145	31,062	0	0	175	72,830	2	353	829,905	2.4
10月																		
11月																		
12月																		
1月																		
2月																		
3月																		

* 受給者実人員の年度数は、年度平均です。また、支給金額の年度累計額は四捨五入のため合わない場合があります。
 * 失業等給付支給総額には、日雇労働求職者給付金は含まれていません。
 * 「3求職者給付」のうち、短期雇用特例被保険者(特例一時金)の支給金額には、追加給付分が含まれています。

時系列職業紹介統計表

1. 新規求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	3,997	3,985	4,119	3,899	3,958	3,859	3,983	3,894	3,959	3,645	3,764	3,858
2014	26年	3,757	3,001	3,885	3,873	3,725	3,618	3,767	3,803	3,666	3,769	3,992	3,491
2015	27年	3,506	3,622	3,434	3,510	3,614	3,655	3,589	3,504	3,383	3,553	3,487	3,546
2016	28年	3,109	3,569	3,225	3,230	3,241	3,385	3,280	3,190	3,335	3,143	3,244	3,082
2017	29年	3,338	3,248	3,301	3,202	2,929	3,163	3,108	3,244	3,210	2,789	3,191	3,356
2018	30年	3,025	3,120	3,155	3,221	3,139	2,931	2,955	3,202	3,092	3,159	3,054	3,114
2019	31・元年	3,099	3,048	3,138	3,064	3,241	3,255	3,304	3,024	3,082	3,043	3,105	3,402
2020	2年	3,346	3,053	2,966	2,791	2,831	3,216	3,202	3,050	3,006	2,987	2,997	2,878
2021	3年	2,995	3,094	2,916	2,982	2,897	2,761	2,819	2,935	2,884	2,933	2,869	2,814
2022	4年	3,065	2,702	3,136	2,942	2,958	3,022	2,851	2,827	2,888			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年2月の5,146人、過去最低数は昭和44年3月の1,032人

2. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	4,177	4,424	4,532	4,444	4,867	4,992	4,693	4,891	4,847	4,892	5,092	4,907
2014	26年	5,165	4,482	5,070	5,023	5,098	4,887	5,138	4,853	5,300	4,868	5,074	5,087
2015	27年	5,235	5,034	4,933	4,826	5,031	4,952	5,013	5,049	4,959	5,479	5,284	5,174
2016	28年	4,915	5,192	5,368	5,487	5,642	5,695	5,504	5,724	5,894	5,815	5,930	5,295
2017	29年	6,290	5,979	5,583	6,222	5,936	6,011	6,337	6,239	6,256	6,109	6,336	6,628
2018	30年	6,288	6,172	6,631	6,668	6,151	6,320	6,548	6,484	6,458	6,718	6,327	6,057
2019	31・元年	6,453	6,560	6,248	6,423	6,693	6,464	6,581	6,687	5,987	6,117	5,938	5,965
2020	2年	6,146	5,638	5,140	3,886	4,832	4,841	4,704	4,802	5,068	5,022	5,540	5,365
2021	3年	4,841	5,237	5,770	5,169	5,692	6,166	5,659	5,527	6,068	5,999	5,941	6,235
2022	4年	6,192	5,406	6,579	6,363	6,258	6,943	6,565	6,513	7,295			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は令和4年9月の7,295人、過去最低数は昭和52年12月の1,721人

3. 山梨県の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	1.05	1.11	1.10	1.14	1.23	1.29	1.18	1.26	1.22	1.34	1.35	1.27
2014	26年	1.37	1.49	1.31	1.30	1.37	1.35	1.36	1.28	1.45	1.29	1.27	1.46
2015	27年	1.49	1.39	1.44	1.37	1.39	1.35	1.40	1.44	1.47	1.54	1.52	1.46
2016	28年	1.58	1.45	1.66	1.70	1.74	1.68	1.68	1.79	1.77	1.85	1.83	1.72
2017	29年	1.88	1.84	1.69	1.94	2.03	1.90	2.04	1.92	1.95	2.19	1.99	1.97
2018	30年	2.08	1.98	2.10	2.07	1.96	2.16	2.22	2.02	2.09	2.13	2.07	1.95
2019	31・元年	2.08	2.15	1.99	2.10	2.07	1.99	1.99	2.21	1.94	2.01	1.91	1.75
2020	2年	1.84	1.85	1.73	1.39	1.71	1.51	1.47	1.57	1.69	1.68	1.85	1.86
2021	3年	1.62	1.69	1.98	1.73	1.96	2.23	2.01	1.88	2.10	2.05	2.07	2.22
2022	4年	2.02	2.00	2.10	2.16	2.12	2.30	2.30	2.30	2.53			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成2年11月の4.62倍、過去最低倍率は平成21年3月の0.69倍

4. 全国の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	1.34	1.38	1.38	1.41	1.43	1.47	1.47	1.50	1.50	1.57	1.57	1.59
2014	26年	1.64	1.69	1.63	1.63	1.63	1.65	1.67	1.65	1.66	1.69	1.69	1.75
2015	27年	1.77	1.72	1.76	1.76	1.76	1.79	1.83	1.84	1.86	1.84	1.89	1.89
2016	28年	2.03	1.95	1.95	2.03	2.05	2.01	2.03	2.08	2.10	2.09	2.14	2.16
2017	29年	2.13	2.16	2.14	2.18	2.28	2.24	2.25	2.22	2.26	2.36	2.31	2.40
2018	30年	2.34	2.33	2.37	2.38	2.37	2.45	2.45	2.38	2.47	2.39	2.41	2.41
2019	31・元年	2.45	2.47	2.43	2.48	2.46	2.39	2.38	2.44	2.31	2.41	2.36	2.41
2020	2年	2.07	2.24	2.23	1.87	1.95	1.73	1.73	1.85	1.93	1.80	1.99	2.02
2021	3年	1.99	1.93	1.97	1.90	2.15	2.10	2.03	2.00	2.05	2.03	2.08	2.19
2022	4年	2.16	2.21	2.16	2.19	2.27	2.24	2.40	2.32	2.27			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成31年4月の2.48倍、過去最低倍率は平成21年5月の0.76倍

1. 有効求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	16,912	16,649	16,622	16,497	16,492	16,469	16,192	16,037	16,284	15,597	15,420	15,244
2014	26年	15,093	14,207	14,396	14,529	14,810	14,596	14,578	14,621	14,769	14,848	15,125	14,667
2015	27年	14,537	14,541	14,432	14,247	14,083	14,121	14,092	13,962	13,711	13,564	13,487	13,400
2016	28年	13,072	13,270	13,123	13,037	12,811	12,759	12,788	12,756	12,860	12,797	12,731	12,514
2017	29年	12,749	12,757	12,847	12,699	12,548	12,455	12,412	12,508	12,689	12,244	12,336	12,352
2018	30年	12,407	12,334	12,300	12,473	12,560	12,450	12,301	12,350	12,343	12,479	12,596	12,603
2019	31・元年	12,474	12,413	12,459	12,509	12,646	12,775	12,968	12,881	12,813	12,492	12,590	12,778
2020	2年	13,174	13,156	12,940	12,354	12,327	12,683	13,516	14,239	14,353	14,337	14,409	14,004
2021	3年	13,832	13,752	13,497	13,406	13,341	13,248	13,092	13,151	13,030	12,980	12,881	12,828
2022	4年	13,028	12,728	12,976	12,988	13,225	13,344	13,234	13,185	13,073			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年7月の21,706人、過去最低数は昭和44年2月の3,810人

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	10,760	11,170	11,526	11,713	12,258	12,814	12,843	12,721	12,662	12,817	13,123	13,461
2014	26年	13,612	12,992	13,238	13,016	13,576	13,635	13,661	13,453	13,757	13,596	13,668	13,600
2015	27年	13,765	13,881	13,885	13,675	13,321	13,170	13,433	13,687	13,605	13,880	14,090	14,336
2016	28年	13,473	14,001	14,216	14,655	15,121	15,372	15,298	15,503	15,768	15,868	15,815	15,418
2017	29年	16,197	16,548	16,648	17,010	16,811	17,005	16,983	17,241	17,488	17,344	17,684	17,988
2018	30年	18,222	18,125	17,956	18,383	18,425	18,033	18,036	18,382	18,493	18,464	18,339	17,896
2019	31・元年	17,873	18,029	18,027	18,072	18,286	18,706	18,754	18,340	17,941	17,383	16,802	16,796
2020	2年	16,986	16,646	15,445	13,765	12,540	12,586	12,853	13,085	13,304	13,645	13,950	14,319
2021	3年	14,322	14,358	14,965	15,576	15,939	16,146	16,305	16,222	16,235	16,461	16,377	16,455
2022	4年	17,080	16,747	17,245	17,890	18,420	19,164	18,874	18,922	19,586			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は令和4年9月の19,586人、過去最低数は昭和40年12月の5,466人

3. 山梨県の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	0.64	0.67	0.69	0.71	0.74	0.78	0.79	0.79	0.78	0.82	0.85	0.88
2014	26年	0.90	0.91	0.92	0.90	0.92	0.93	0.94	0.92	0.93	0.92	0.90	0.93
2015	27年	0.95	0.95	0.96	0.96	0.95	0.93	0.95	0.98	0.99	1.02	1.04	1.07
2016	28年	1.03	1.06	1.08	1.12	1.18	1.20	1.20	1.22	1.23	1.24	1.24	1.23
2017	29年	1.27	1.30	1.30	1.34	1.34	1.37	1.37	1.38	1.38	1.42	1.43	1.46
2018	30年	1.47	1.47	1.46	1.47	1.47	1.45	1.47	1.49	1.50	1.48	1.46	1.42
2019	31・元年	1.43	1.45	1.45	1.44	1.45	1.46	1.45	1.42	1.40	1.39	1.33	1.31
2020	2年	1.29	1.27	1.19	1.11	1.02	0.99	0.95	0.92	0.93	0.95	0.97	1.02
2021	3年	1.04	1.04	1.11	1.16	1.19	1.22	1.25	1.23	1.25	1.27	1.27	1.28
2022	4年	1.31	1.32	1.33	1.38	1.39	1.44	1.43	1.44	1.50			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の3.79倍、過去最低倍率は平成21年7月、8月の0.39倍

4. 全国の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	0.84	0.85	0.87	0.88	0.90	0.92	0.93	0.95	0.96	0.99	1.01	1.03
2014	26年	1.04	1.06	1.07	1.08	1.09	1.09	1.10	1.10	1.10	1.11	1.12	1.14
2015	27年	1.15	1.16	1.16	1.16	1.18	1.19	1.20	1.22	1.23	1.24	1.26	1.27
2016	28年	1.29	1.30	1.31	1.33	1.35	1.36	1.36	1.38	1.38	1.40	1.41	1.42
2017	29年	1.43	1.45	1.45	1.48	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.58
2018	30年	1.60	1.59	1.59	1.59	1.60	1.61	1.63	1.63	1.64	1.63	1.63	1.63
2019	31・元年	1.63	1.63	1.62	1.62	1.62	1.60	1.59	1.60	1.59	1.59	1.57	1.57
2020	2年	1.49	1.45	1.39	1.31	1.18	1.12	1.08	1.05	1.04	1.05	1.05	1.06
2021	3年	1.08	1.09	1.10	1.09	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17
2022	4年	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27	1.29	1.32	1.34			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の1.93倍、過去最低倍率は平成21年8月の0.42倍

就業地別

1. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	4,644	4,855	4,870	4,850	4,972	5,181	5,022	5,018	5,088	5,108	5,315	5,161
2014	26年	5,546	4,623	5,329	5,627	5,389	5,206	5,470	5,281	5,871	5,294	5,442	5,624
2015	27年	5,548	5,479	5,305	5,392	5,587	5,462	5,483	5,551	5,555	6,162	5,874	5,802
2016	28年	5,530	5,746	6,101	6,184	6,222	6,416	6,286	6,429	6,549	6,485	6,507	6,278
2017	29年	6,809	6,670	6,434	6,963	6,605	6,637	7,195	7,099	7,103	6,942	7,128	7,666
2018	30年	7,081	7,038	7,480	7,788	6,769	7,004	7,351	7,461	7,333	7,510	7,252	6,979
2019	31・元年	7,226	7,421	7,184	7,143	7,410	7,306	6,989	7,592	6,908	6,824	6,757	7,033
2020	2年	6,722	6,429	6,074	4,524	4,986	5,224	5,304	5,209	5,528	5,631	6,127	5,909
2021	3年	5,556	6,003	6,421	5,841	6,145	6,532	6,362	6,305	6,725	6,731	6,695	6,816
2022	4年	7,188	6,359	7,306	7,486	6,930	7,318	7,557	7,431	7,635			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	11,904	12,270	12,856	12,690	13,040	13,380	13,541	13,401	13,321	13,297	13,674	14,102
2014	26年	14,409	13,547	14,006	14,101	14,703	14,793	14,764	14,527	14,892	14,870	14,953	14,756
2015	27年	14,949	15,144	15,154	14,933	14,808	14,740	14,955	15,170	15,090	15,467	15,832	16,098
2016	28年	15,304	15,666	16,091	16,625	17,201	17,363	17,466	17,653	17,951	17,982	17,713	17,356
2017	29年	18,087	18,467	18,653	19,105	19,025	19,176	19,388	19,655	20,047	19,854	20,120	20,450
2018	30年	20,651	20,610	20,215	20,970	21,080	20,639	20,554	21,003	20,956	20,923	20,930	20,345
2019	31・元年	20,164	20,350	20,178	20,159	20,573	21,091	20,945	20,547	20,211	19,561	19,076	19,082
2020	2年	19,106	18,803	17,417	15,890	14,225	14,074	14,301	14,570	14,726	15,166	15,618	15,942
2021	3年	15,936	16,147	16,713	17,392	17,813	18,107	18,278	18,185	18,291	18,484	18,405	18,512
2022	4年	19,184	18,948	19,459	20,293	20,960	21,813	21,443	21,435	21,824			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

3. 就業地別新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	1.16	1.22	1.18	1.24	1.26	1.34	1.26	1.29	1.29	1.40	1.41	1.34
2014	26年	1.48	1.54	1.37	1.45	1.45	1.44	1.45	1.39	1.60	1.40	1.36	1.61
2015	27年	1.58	1.51	1.54	1.54	1.55	1.49	1.53	1.58	1.64	1.73	1.68	1.64
2016	28年	1.78	1.61	1.89	1.91	1.92	1.90	1.92	2.02	1.96	2.06	2.01	2.04
2017	29年	2.04	2.05	1.95	2.17	2.26	2.10	2.31	2.19	2.21	2.49	2.23	2.28
2018	30年	2.34	2.26	2.37	2.42	2.16	2.39	2.49	2.33	2.37	2.38	2.37	2.24
2019	31・元年	2.33	2.43	2.29	2.33	2.29	2.24	2.12	2.51	2.24	2.24	2.18	2.07
2020	2年	2.01	2.11	2.05	1.62	1.76	1.62	1.66	1.71	1.84	1.89	2.04	2.05
2021	3年	1.86	1.94	2.20	1.96	2.12	2.37	2.26	2.15	2.33	2.29	2.33	2.42
2022	4年	2.35	2.35	2.33	2.54	2.34	2.42	2.65	2.63	2.64			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

4. 就業地別有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	0.70	0.74	0.77	0.77	0.79	0.81	0.84	0.84	0.82	0.85	0.89	0.93
2014	26年	0.95	0.95	0.97	0.97	0.99	1.01	1.01	0.99	1.01	1.00	0.99	1.01
2015	27年	1.03	1.04	1.05	1.05	1.05	1.04	1.06	1.09	1.10	1.14	1.17	1.20
2016	28年	1.17	1.18	1.23	1.28	1.34	1.36	1.37	1.38	1.40	1.41	1.39	1.39
2017	29年	1.42	1.45	1.45	1.50	1.52	1.54	1.56	1.57	1.58	1.62	1.63	1.66
2018	30年	1.66	1.67	1.64	1.68	1.68	1.66	1.67	1.70	1.70	1.68	1.66	1.61
2019	31・元年	1.62	1.64	1.62	1.61	1.63	1.65	1.62	1.60	1.58	1.57	1.52	1.49
2020	2年	1.45	1.43	1.35	1.29	1.15	1.11	1.06	1.02	1.03	1.06	1.08	1.14
2021	3年	1.15	1.17	1.24	1.30	1.34	1.37	1.40	1.38	1.40	1.42	1.43	1.44
2022	4年	1.47	1.49	1.50	1.56	1.58	1.63	1.62	1.63	1.67			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

厚生労働省山梨労働局発表

令和4年10月28日

【照会先】

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

課長 山田 一典

地方職業指導官 大村 英貴

(電話)055-225-2857

令和5年3月新規大学等卒業予定者の就職内定状況

(令和4年10月1日現在)

厚生労働省山梨労働局(局長:生方 勝)は、令和4年10月1日現在における令和5年3月県内大学等(※1)新規卒業予定者の就職内定状況(※2)を取りまとめました。

その概要は、次のとおりです。

1 就職希望者数 … 3,906人

前年同期(3,946人)に比べ▲40人[▲1.0%]の減少

前々年同期(4,098人)に比べ▲192人[▲4.7%]の減少

2 就職内定者数 … 1,799人

前年同期(1,791人)に比べ8人[0.4%]の増加

前々年同期(1,489人)に比べ310人[20.8%]の増加

3 就職内定率 … 46.1%

前年同期(45.4%)に比べ0.7ポイント上昇

前々年同期(36.3%)に比べ9.8ポイント上昇

※1 県内大学等とは、大学、短大、専修学校及び公共職業能力開発施設(2年制・1年制)を指します。

※2 集計に当たっては、県内大学等30校の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめており、報告のない学生などは内定学生数として計上されておられません。

(添付資料)

OP2 …令和5年3月新規学校卒業予定者就職内定状況(令和4年10月1日現在)大学等

OP3・4…新規大学等卒業予定者の就職内定率の推移

OP5・6…新規大学等卒業予定者の就職内定状況の推移(10月1日現在)

OP7 …令和5年3月新規大学等卒業予定者対象 産業別・規模別求人受理状況(令和4年9月末現在)

令和5年3月新規学校卒業予定者就職内定状況

(令和4年10月1日現在)

大学等

山梨労働局職業安定部

項目		卒業予定者数	就職希望者数	内定学生数	就職内定率 (%)	対前年比 (P)
学校別						
大学	計	3,628 (3,536)	2,723 (2,757)	1,305 (1,284)	47.9 (46.6)	1.3
	男	1,971 (1,884)	1,303 (1,316)	625 (605)	48.0 (46.0)	2.0
	女	1,657 (1,652)	1,420 (1,441)	680 (679)	47.9 (47.1)	0.8
短大	計	459 (519)	315 (340)	99 (106)	31.4 (31.2)	0.2
	男	117 (108)	44 (36)	19 (11)	43.2 (30.6)	12.6
	女	342 (411)	271 (304)	80 (95)	29.5 (31.3)	▲ 1.8
専修学校等	計	935 (938)	868 (849)	395 (401)	45.5 (47.2)	▲ 1.7
	男	402 (428)	365 (379)	199 (210)	54.5 (55.4)	▲ 0.9
	女	533 (510)	503 (470)	196 (191)	39.0 (40.6)	▲ 1.6
計	計	5,022 (4,993)	3,906 (3,946)	1,799 (1,791)	46.1 (45.4)	0.7
	男	2,490 (2,420)	1,712 (1,731)	843 (826)	49.2 (47.7)	1.5
	女	2,532 (2,573)	2,194 (2,215)	956 (965)	43.6 (43.6)	0.0

調査校数【◆大学：8校 ◆短大：3校 ◆専修等：19校】

※この調査は、山梨労働局管内の大学等30校が、10月1日時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめており、報告のない学生や連絡の取れない学生などは内定学生数として計上されておられません。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査として実施しており、調査時点ごとに、電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法等が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。

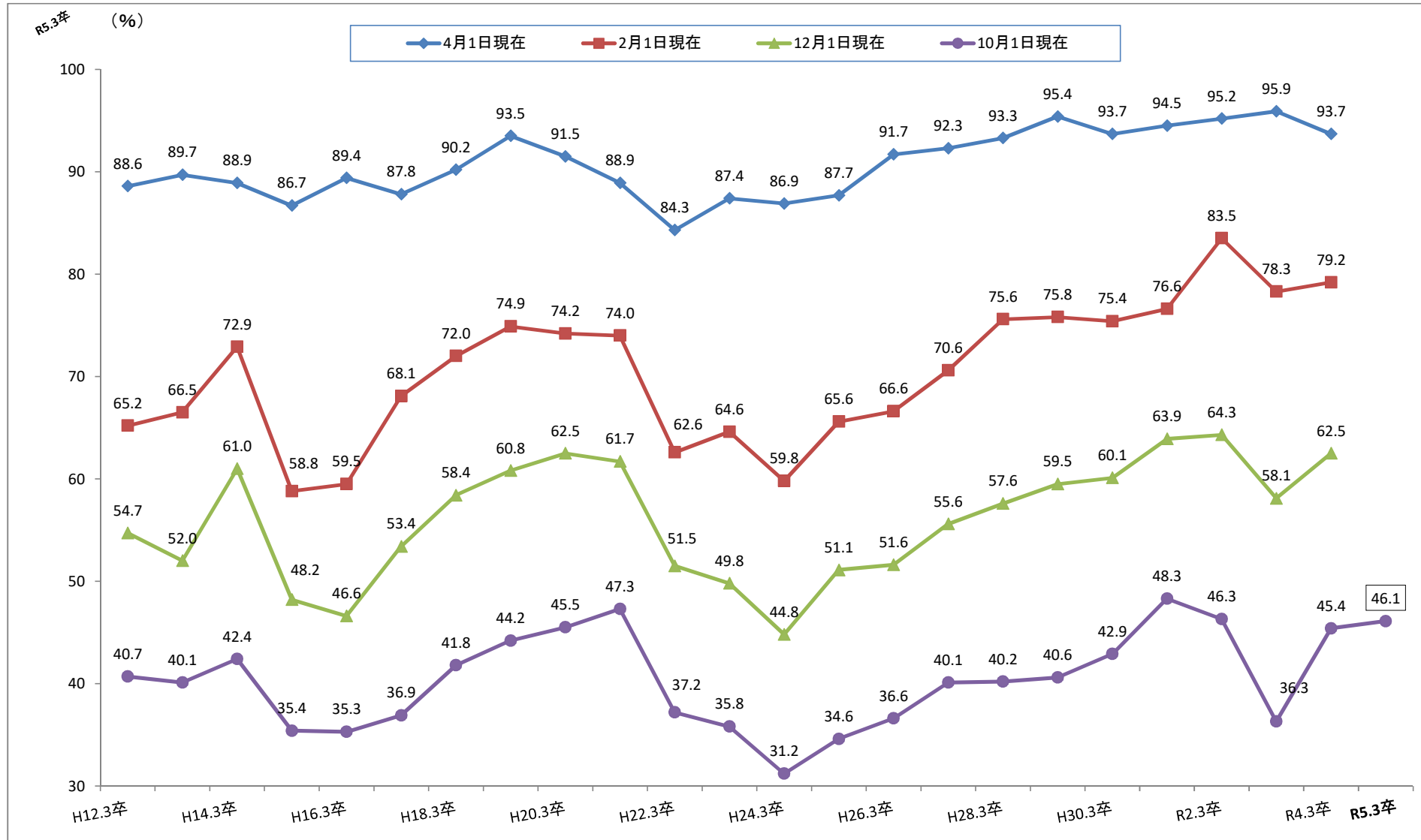
※カッコ内の数字は前年同期。

大学（理系・文系別）就職内定状況（10月1日現在）

		卒業予定者数	就職希望者数	内定取得者数	就職内定率
理系	令和5年3月卒	1,234 人	906 人	448 人	49.4%
	前年同期比 (%)	(▲ 4.7)	(▲ 7.5)	(▲ 1.5)	(2.9P)
	令和4年3月卒	1,295 人	979 人	455 人	46.5%
文系	令和5年3月卒	2,394 人	1,817 人	857 人	47.2%
	前年同期比 (%)	(6.8)	(2.2)	(3.4)	(0.6P)
	令和4年3月卒	2,241 人	1,778 人	829 人	46.6%

※カッコ内は前年同期比 (%)、就職内定率はポイント (P)

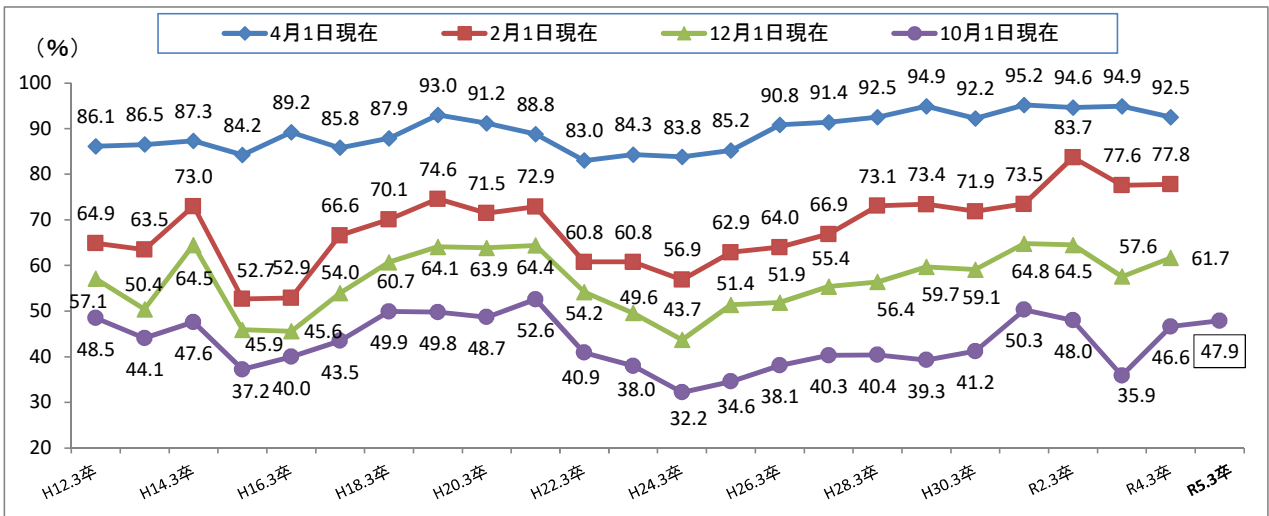
新規大学等卒業予定者の就職内定率の推移



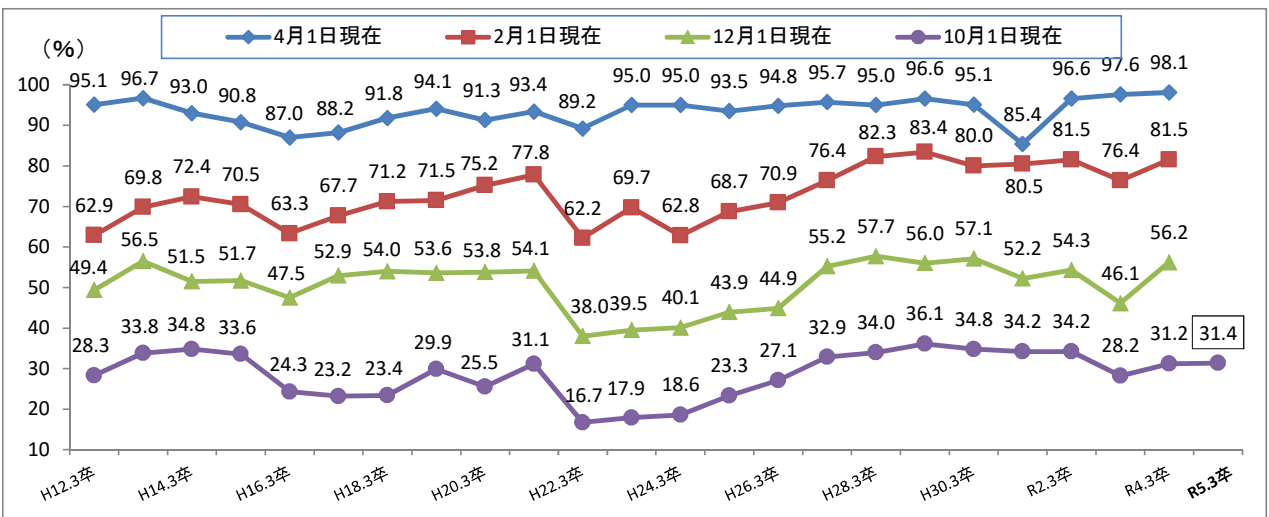
※県内大学・短期大学・専修学校の全就職希望者を対象に、本人が各大学等の就職部(課)に就職内定を申告したものについて状況を把握
 ※年度により調査実施校数に変動があるため、年度による比較には注意が必要

新規大学等卒業予定者の就職内定率の推移(学歴別)

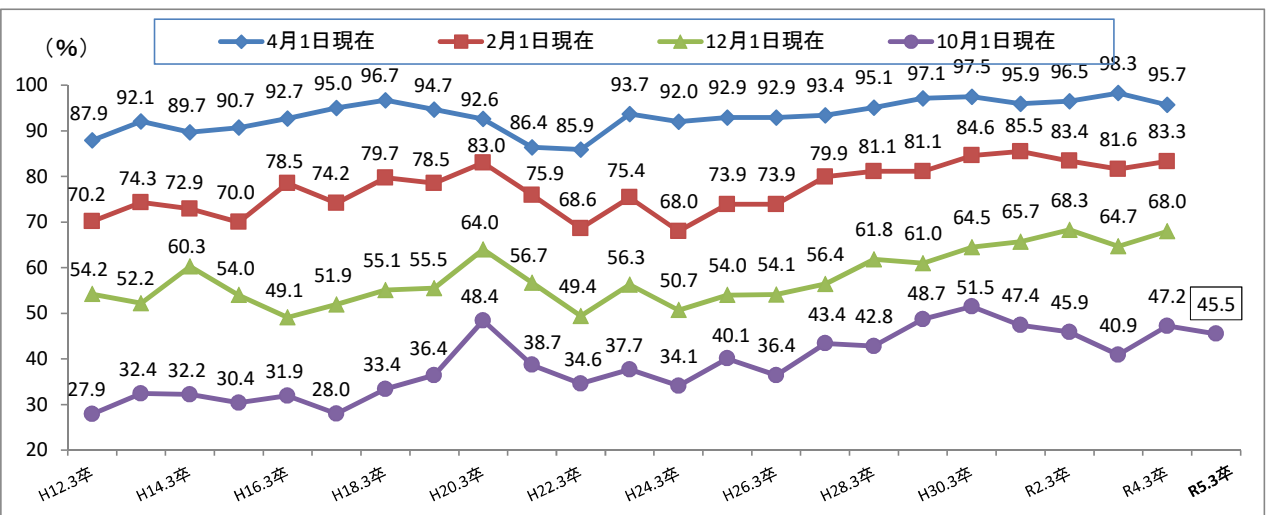
大学



短期大学



専修学校



※県内大学・短期大学・専修学校の全就職希望者を対象に、本人が各大学等の就職部(課)に就職内定を申告したのについて状況を把握

※年度により調査実施校数に変動があるため、年度による比較には注意が必要

新規大学等卒業予定者の就職内定状況の推移（10月1日現在）（学歴別その1）

（注1）県内各学校の全就職希望者を対象に、本人が各学校の就職部（課）に就職内定を申告したのものについて状況を把握

（注2）年度により調査実施校数に変動があるため、年度による比較には注意が必要

（大学・短大・専修等の合計）

山梨労働局職業安定部

卒業年次	R5.3	R4.3	R3.3	R2.3	H31.3	H30.3	H29.3	H28.3	H27.3	H26.3	H25.3	H24.3	H23.3	H22.3	H21.3	H20.3	H19.3	H18.3	H17.3	H16.3	H15.3	H14.3	H13.3	H12.3
① 卒業予定者数	5,022	4,993	5,099	5,157	5,056	5,098	5,088	5,051	5,272	5,181	5,304	5,306	5,372	5,380	5,530	5,323	5,409	5,130	5,234	5,030	5,318	5,375	5,354	5,818
② 就職希望者数	3,906	3,946	4,098	4,259	4,164	4,128	4,256	4,078	4,297	4,173	4,265	4,131	4,213	4,335	4,286	4,186	4,218	3,910	3,867	3,779	4,275	4,158	4,228	4,561
②-1 うち県内就職希望者数	1,682	1,811	1,850	1,472	1,686	1,623	2,063	2,011	2,005	1,968	1,964	2,047	1,916	2,048	1,917	1,795	1,849	1,763	1,711	1,662	1,727	1,760	1,821	1,879
③ 就職内定者数	1,799	1,791	1,489	1,973	2,012	1,770	1,728	1,638	1,725	1,529	1,475	1,289	1,508	1,611	2,028	1,903	1,864	1,633	1,428	1,333	1,514	1,765	1,696	1,858
③-1 うち県内就職内定者数	793	797	648	648	725	751	777	710	762	680	607	640	616	653	739	634	686	611	552	559	610	669	586	559
④ 就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合	44.1	44.5	43.5	32.8	36.0	42.4	45.0	43.3	44.2	44.5	41.2	49.7	40.8	40.5	36.4	33.3	36.8	37.4	38.7	41.9	40.3	37.9	34.6	30.1
⑤ 就職内定率（③／②×100）	46.1	45.4	36.3	46.3	48.3	42.9	40.6	40.2	40.1	36.6	34.6	31.2	35.8	37.2	47.3	45.5	44.2	41.8	36.9	35.3	35.4	42.4	40.1	40.7
⑥ 県内就職内定率（③-1／②-1×100）	47.1	44.0	35.0	44.0	43.0	46.3	37.7	35.3	38.0	34.6	30.9	31.3	32.2	31.9	38.5	35.3	37.1	34.7	32.3	33.6	35.3	38.0	32.2	29.7
⑦ 有効求職者数（就職未内定者数）	2,107	2,155	2,609	2,286	2,152	2,358	2,528	2,440	2,572	2,644	2,790	2,842	2,705	2,724	2,258	2,283	2,354	2,277	2,439	2,446	2,761	2,393	2,532	2,703
⑦-1 うち県内就職未内定者数	889	1,014	1,202	824	961	872	1,286	1,301	1,243	1,288	1,357	1,407	1,300	1,395	1,178	1,161	1,163	1,152	1,159	1,103	1,117	1,091	1,235	1,320

（大学のみ）

山梨労働局職業安定部

卒業年次	R5.3	R4.3	R3.3	R2.3	H31.3	H30.3	H29.3	H28.3	H27.3	H26.3	H25.3	H24.3	H23.3	H22.3	H21.3	H20.3	H19.3	H18.3	H17.3	H16.3	H15.3	H14.3	H13.3	H12.3
① 卒業予定者数	3,628	3,536	3,606	3,666	3,592	3,557	3,696	3,619	3,717	3,730	3,841	3,790	3,905	3,840	3,964	3,683	3,679	3,439	3,550	3,259	3,422	3,484	3,481	3,724
② 就職希望者数	2,723	2,757	2,853	2,981	2,933	2,801	3,056	2,883	3,013	2,952	3,017	2,830	2,944	2,999	2,919	2,805	2,763	2,467	2,470	2,305	2,735	2,615	2,690	2,826
②-1 うち県内就職希望者数	741	835	896	524	801	696	1,052	1,046	937	944	889	947	851	915	800	693	727	618	601	525	522	543	608	623
③ 就職内定者数	1,305	1,284	1,025	1,432	1,475	1,155	1,201	1,164	1,215	1,124	1,045	912	1,120	1,228	1,536	1,365	1,375	1,231	1,074	922	1,017	1,244	1,185	1,370
③-1 うち県内就職内定者数	437	409	312	283	353	331	386	375	394	364	262	326	301	359	377	262	293	307	284	263	238	270	209	228
④ 就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合	33.5	31.9	30.4	19.8	23.9	28.7	32.1	32.2	32.4	32.4	25.1	35.7	26.9	29.2	24.5	19.2	21.3	24.9	26.4	28.5	23.4	21.7	17.6	16.6
⑤ 就職内定率（③／②×100）	47.9	46.6	35.9	48.0	50.3	41.2	39.3	40.4	40.3	38.1	34.6	32.2	38.0	40.9	52.6	48.7	49.8	49.9	43.5	40.0	37.2	47.6	44.1	48.5
⑥ 県内就職内定率（③-1／②-1×100）	59.0	49.0	34.8	54.0	44.1	47.6	36.7	35.9	42.0	38.6	29.5	34.4	35.4	39.2	47.1	37.8	40.3	49.7	47.3	50.1	45.6	49.7	34.4	36.6
⑦ 有効求職者数（就職未内定者数）	1,418	1,473	1,828	1,549	1,458	1,646	1,855	1,719	1,798	1,828	1,972	1,918	1,824	1,771	1,383	1,440	1,388	1,236	1,396	1,383	1,718	1,371	1,505	1,456
⑦-1 うち県内就職未内定者数	304	426	584	241	448	365	666	671	543	580	627	621	550	556	423	431	434	311	317	262	284	273	399	395

新規大学等卒業予定者の就職内定状況の推移（10月1日現在）

（学歴別その2）

（注1）県内各学校の全就職希望者を対象に、本人が各学校の就職部（課）に就職内定を申告したものについて状況を把握

（注2）年度により調査実施校数に変動があるため、年度による比較には注意が必要

（短大のみ）

山梨労働局職業安定部

卒業年次	R5.3	R4.3	R3.3	R2.3	H31.3	H30.3	H29.3	H28.3	H27.3	H26.3	H25.3	H24.3	H23.3	H22.3	H21.3	H20.3	H19.3	H18.3	H17.3	H16.3	H15.3	H14.3	H13.3	H12.3
① 卒業予定者数	459	519	513	527	526	551	588	536	595	558	563	556	581	574	606	751	800	998	1,023	1,033	1,228	1,183	1,221	1,401
② 就職希望者数	315	340	354	386	354	411	452	424	453	428	417	431	457	443	489	569	628	803	773	782	915	907	951	1,090
②-1 うち県内就職希望者数	214	240	233	235	218	270	324	307	326	319	317	334	340	337	353	407	445	586	580	579	693	680	705	730
③ 就職内定者数	99	106	100	132	121	143	163	144	149	116	97	80	82	74	152	145	188	188	179	190	307	316	321	308
③-1 うち県内就職内定者数	52	42	27	47	62	72	106	83	90	74	68	55	49	46	87	105	127	128	116	128	234	231	218	201
④ 就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合	52.5	39.6	27.0	35.6	51.2	50.3	65.0	57.6	60.4	63.8	70.1	68.8	59.8	62.2	57.2	72.4	67.6	68.1	64.8	67.4	76.2	73.1	67.9	65.3
⑤ 就職内定率（③／②×100）	31.4	31.2	28.2	34.2	34.2	34.8	36.1	34.0	32.9	27.1	23.3	18.6	17.9	16.7	31.1	25.5	29.9	23.4	23.2	24.3	33.6	34.8	33.8	28.3
⑥ 県内就職内定率（③-1／②-1×100）	24.3	17.5	11.6	20.0	28.4	26.7	32.7	27.0	27.6	23.2	21.5	16.5	14.4	13.6	24.6	25.8	28.5	21.8	20.0	22.1	33.8	34.0	30.9	27.5
⑦ 有効求職者数（就職未内定者数）	216	234	254	254	233	268	289	280	304	312	320	351	375	369	337	424	440	615	594	592	608	591	630	782
⑦-1 うち県内就職未内定者数	162	198	206	188	156	198	218	224	236	245	249	279	291	291	266	302	318	458	464	451	459	449	487	529

（専修等のみ）

山梨労働局職業安定部

卒業年次	R5.3	R4.3	R3.3	R2.3	H31.3	H30.3	H29.3	H28.3	H27.3	H26.3	H25.3	H24.3	H23.3	H22.3	H21.3	H20.3	H19.3	H18.3	H17.3	H16.3	H15.3	H14.3	H13.3	H12.3
① 卒業予定者数	935	938	980	964	938	990	804	896	960	893	900	960	886	966	960	889	930	693	661	738	668	708	652	693
② 就職希望者数	868	849	891	892	877	916	748	771	831	793	831	870	812	893	878	812	827	640	624	692	625	636	587	645
②-1 うち県内就職希望者数	727	736	721	713	667	657	648	658	742	705	758	766	725	796	764	695	677	559	530	558	512	537	508	526
③ 就職内定者数	395	401	364	409	416	472	364	330	361	289	333	297	306	309	340	393	301	214	175	221	190	205	190	180
③-1 うち県内就職内定者数	304	346	309	318	310	348	285	252	278	242	277	259	266	248	275	267	266	176	152	168	138	168	159	130
④ 就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合	77.0	86.3	84.9	77.8	74.5	73.7	78.3	76.4	77.0	83.7	83.2	87.2	86.9	80.3	80.9	67.9	88.4	82.2	86.9	76.0	72.6	82.0	83.7	72.2
⑤ 就職内定率（③／②×100）	45.5	47.2	40.9	45.9	47.4	51.5	48.7	42.8	43.4	36.4	40.1	34.1	37.7	34.6	38.7	48.4	36.4	33.4	28.0	31.9	30.4	32.2	32.4	27.9
⑥ 県内就職内定率（③-1／②-1×100）	41.8	47.0	42.9	44.6	46.5	53.0	44.0	38.3	37.5	34.3	36.5	33.8	36.7	31.2	36.0	38.4	39.3	31.5	28.7	30.1	27.0	31.3	31.3	24.7
⑦ 有効求職者数（就職未内定者数）	473	448	527	483	461	444	384	441	470	504	498	573	506	584	538	419	526	426	449	471	435	431	397	465
⑦-1 うち県内就職未内定者数	423	390	412	395	357	309	363	406	464	463	481	507	459	548	489	428	411	383	378	390	374	369	349	396

令和5年3月新規大学等卒業予定者対象 産業別・規模別求人受理状況

(県下公共職業安定所取扱分)

令和4年 9 月末現在

山梨労働局職業安定部

産業・規模	項目	求人数	前年同期求人数	対前年比	
				人	%
産 業 別	A・B 農・林・漁業 (01~04)	7	14	▲ 7	▲ 50.0
	C 鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	0	0	0	-
	D 建設業 (06~08)	180	147	33	22.4
	E 製造業 (09~32)	514	374	140	37.4
	09 食料品製造業	230	75	155	206.7
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	11	12	▲ 1	▲ 8.3
	11 繊維工業	2	0	2	-
	12 木材・木製品製造業	1	2	▲ 1	▲ 50.0
	13 家具・装備品製造業	0	0	0	-
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	7	8	▲ 1	▲ 12.5
	15 印刷・同関連産業	6	9	▲ 3	▲ 33.3
	16 化学工業	2	1	1	100.0
	17 石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	-
	18 プラスチック製品製造業	4	5	▲ 1	▲ 20.0
	19 ゴム製品製造業	0	0	0	-
	21 窯業・土石製品製造業	7	8	▲ 1	▲ 12.5
	22 鉄鋼業	0	0	0	-
	23 非鉄金属製造業	0	0	0	-
	24 金属製品製造業	14	8	6	75.0
	25 はん用機械器具製造業	32	32	0	0.0
	26 生産用機械器具製造業	47	41	6	14.6
	27 業務用機械器具製造業	13	53	▲ 40	▲ 75.5
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	43	48	▲ 5	▲ 10.4
	29 電気機械器具製造業	19	20	▲ 1	▲ 5.0
	30 情報通信機械器具製造業	16	18	▲ 2	▲ 11.1
	31 輸送用機械器具製造業	27	9	18	200.0
	20,32 その他の製造業	33	25	8	32.0
	F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	3	2	1	50.0
	G 情報通信業 (37~41)	41	71	▲ 30	▲ 42.3
	H 運輸業、郵便業 (42~49)	21	23	▲ 2	▲ 8.7
	I 卸売・小売業 (50~61)	253	277	▲ 24	▲ 8.7
50~55 卸売業	66	53	13	24.5	
56~61 小売業	187	224	▲ 37	▲ 16.5	
J 金融・保険業 (62~67)	29	30	▲ 1	▲ 3.3	
K 不動産業、物品賃貸業 (68~70)	7	5	2	40.0	
L 学術研究、専門・技術サービス業 (71~74)	46	26	20	76.9	
M 宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	100	62	38	61.3	
(75 宿泊業)	96	60	36	60.0	
(76,77 飲食サービス業)	4	2	2	100.0	
N 生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	61	66	▲ 5	▲ 7.6	
O 教育、学習支援業 (81, 82)	39	24	15	62.5	
P 医療、福祉 (83~85)	348	324	24	7.4	
Q 複合サービス事業 (86, 87)	21	30	▲ 9	▲ 30.0	
R サービス業(他に分類されないもの) (88~96)	48	55	▲ 7	▲ 12.7	
S, T 公務, その他 (97~99)	0	0	0	-	
合計		1,718	1,530	188	12.3
規 模 別	29 人以下	274	321	▲ 47	▲ 14.6
	30人 ~ 99人	609	559	50	8.9
	100人 ~ 299人	476	360	116	32.2
	300人 ~ 499人	115	152	▲ 37	▲ 24.3
	500人 ~ 999人	234	130	104	80.0
1,000人以上	10	8	2	25.0	

※求人数は、県内ハローワークに申込みのあった求人分のみ。

厚生労働省山梨労働局発表

令和4年10月28日

【 照 会 先 】

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

課 長 山田 一典

地方職業指導官 大村 英貴

(電話)055-225-2857

令和5年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況

(令和4年9月末現在)

厚生労働省山梨労働局(局長:生方 勝)は、令和4年9月末現在における令和5年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況を取りまとめました。
その概要は、次のとおりです。

○求人数 … 2, 828人 (※山梨県内のハローワークで受理した数)

前年同期(2, 363人)に比べ465人[19.7%]の増加

前々年同期(2, 108人)に比べ720人[34.2%]の増加

○求職者数 … 926人 (※学校・ハローワーク扱いのみ。自己縁故、公務員等は含まない)

前年同期(964人)に比べ▲38人[▲3.9%]の減少

前々年同期(1, 023人)に比べ▲97人[▲9.5%]の減少

○求人倍率 … 3.05倍

前年同期(2.45倍)に比べ0.60ポイント上昇

前々年同期比(2.06倍)に比べ0.99ポイント上昇

○就職決定(内定)者数 … 608人

前年同期(675人)に比べ▲67人[▲9.9%]の減少

前々年同期(695人)に比べ▲87人[▲12.5%]の減少

○就職決定(内定)率 … 65.7%

前年同期(70.0%)に比べ▲4.3ポイント低下

前々年同期(67.9%)に比べ▲2.2ポイントの低下

※「前年同期」はR3.9、「前々年同期」はR2.10(採用選考開始繰り下げのため)の値による。

(参考資料)

○ 新規学校卒業予定者職業紹介状況(令和5年3月卒)高等学校 … P2

○ 高校新卒者の就職内定率の推移 … P3

○ 新規高等学校卒業予定者の求人・求職・就職の状況 9月末日現在 … P4

○ 新規高等学校卒業予定者の産業・規模・職業別求人数(令和4年9月末) … P5

新規学校卒業予定者職業紹介状況(令和5年3月卒)

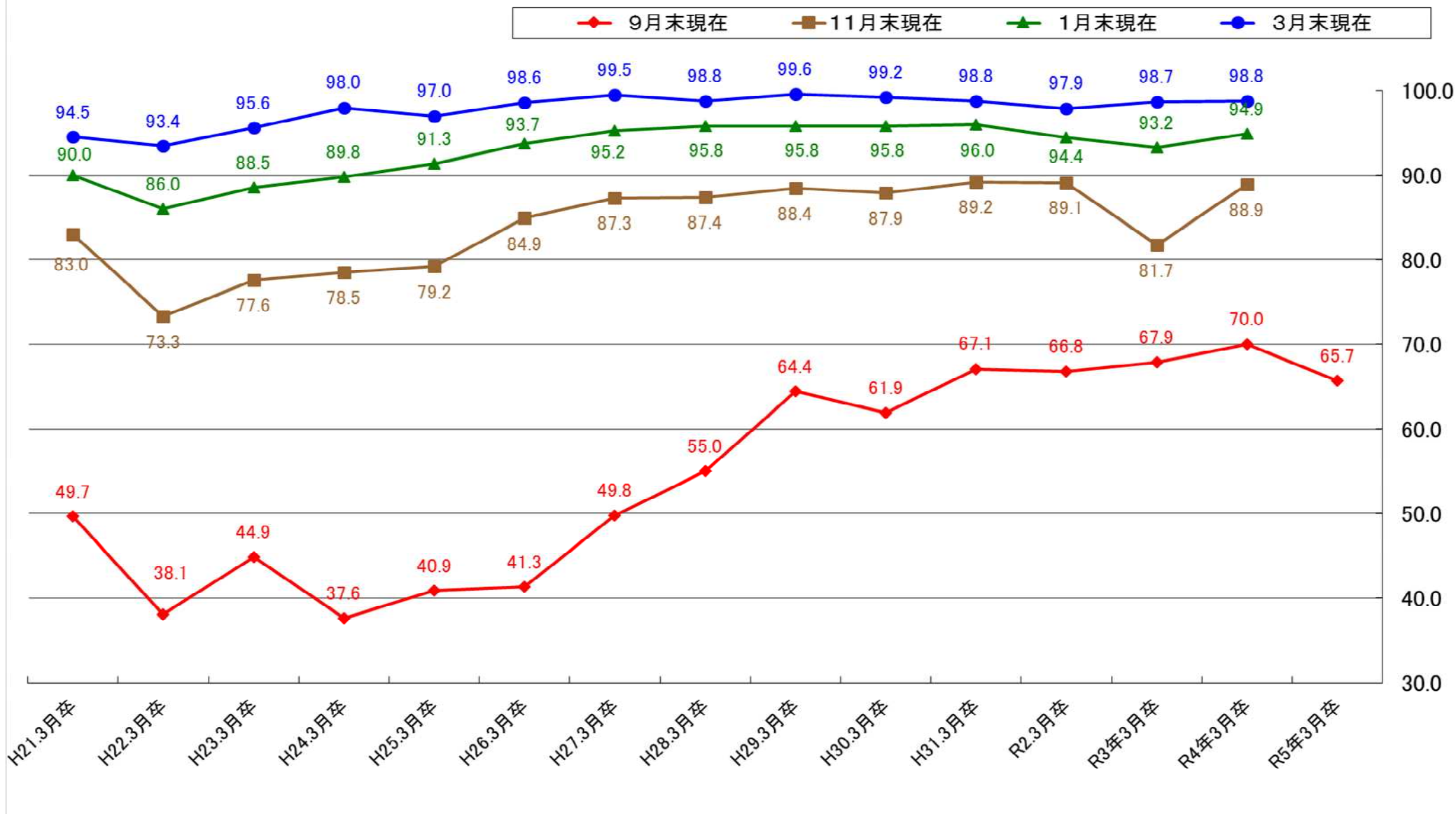
高等学校

山梨労働局職業安定部

	令和4年9月末現在			令和3年9月末現在			前年同期比		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
① 卒業予定者数	7,470	4,007	3,463	7,778	4,221	3,557	▲ 4.0 %	▲ 5.1 %	▲ 2.6 %
② 就職希望者数	926	583	343	964	628	336	▲ 3.9 %	▲ 7.2 %	2.1 %
②のうち県内希望者	839	510	329	877	556	321	▲ 4.3 %	▲ 8.3 %	2.5 %
③ 就職内定者数	608	388	220	675	473	202	▲ 9.9 %	▲ 18.0 %	8.9 %
③のうち県内内定者	553	339	214	613	419	194	▲ 9.8 %	▲ 19.1 %	10.3 %
④ 就職内定率 (③/②×100)	65.7	66.6	64.1	70.0	75.3	60.1	▲ 4.3 P	▲ 8.7 P	4.0 P
⑤ 有効求職者数 (就職未内定者数)	318	195	123	289	155	134	10.0 %	25.8 %	▲ 8.2 %
⑥ 求人数	2,828	-	-	2,363	-	-	19.7 %	-	-
⑦ 求人倍率(⑥/②)	3.05	-	-	2.45	-	-	0.60 P	-	-

※計上数字は、高等学校又はハローワーク(公共職業安定所)扱いによるもの。

高校新卒者の就職内定率の推移



※令和3年3月卒は、9月末時点に代えて10月末現在の数値です（採用選考開始期日が1ヶ月後ろ倒し（10月16日～）となったため）。

新規高等学校卒業予定者の求人・求職・就職の状況

9月末日 現在

山梨労働局職業安定部

	① 求人数		② 卒業予定者数 (人)	③ 求職者数		④ 就職内定者数		⑤ 求人倍率		⑥ 就職内定率		⑦ 未内定者数(人) ③-④
	(人)	前年比(%)		(人)	前年比(%)	(人)	前年比(%)	①/③(倍)	前年比(ポイント)	④/③(%)	前年比(ポイント)	
H6.3	6,880	-	12,383	2,684	-	1,983	-	2.56	-	73.9	-	701
H7.3	4,570	▲ 33.6	12,047	2,361	▲ 12.0	1,372	▲ 30.8	1.94	▲ 0.62	58.1	▲ 15.8	989
H8.3	3,759	▲ 17.7	11,557	2,110	▲ 10.6	1,252	▲ 8.7	1.78	▲ 0.16	59.3	1.2	858
H9.3	3,545	▲ 5.7	11,188	1,986	▲ 5.9	1,187	▲ 5.2	1.78	0.00	59.8	0.5	799
H10.3	3,463	▲ 2.3	10,870	1,816	▲ 8.6	1,154	▲ 2.8	1.91	0.13	63.5	3.7	662
H11.3	2,252	▲ 35.0	10,235	1,735	▲ 4.5	779	▲ 32.5	1.30	▲ 0.61	44.9	▲ 18.6	956
H12.3	1,581	▲ 29.8	9,897	1,514	▲ 12.7	790	1.4	1.04	▲ 0.26	52.2	7.3	724
H13.3	1,613	2.0	9,753	1,326	▲ 12.4	680	▲ 13.9	1.22	0.18	51.3	▲ 0.9	646
H14.3	1,404	▲ 13.0	10,316	1,318	▲ 0.6	600	▲ 11.8	1.07	▲ 0.15	45.5	▲ 5.8	718
H15.3	1,039	▲ 26.0	10,147	1,231	▲ 6.6	471	▲ 21.5	0.84	▲ 0.23	38.3	▲ 7.2	760
H16.3	990	▲ 4.7	9,876	1,099	▲ 10.7	428	▲ 9.1	0.90	0.06	38.9	0.6	671
H17.3	1,295	30.8	9,454	1,209	10.0	470	9.8	1.07	0.17	38.9	0.0	739
H18.3	1,408	8.7	9,786	1,305	7.9	563	19.8	1.08	0.01	43.1	4.2	742
H19.3	1,604	13.9	9,207	1,178	▲ 9.7	609	8.2	1.36	0.28	51.7	8.6	569
H20.3	1,646	2.6	8,922	1,188	0.8	556	▲ 8.7	1.39	0.03	46.8	▲ 4.9	632
H21.3	1,442	▲ 12.4	8,802	1,192	0.3	592	6.5	1.21	▲ 0.18	49.7	2.9	600
H22.3	775	▲ 46.3	8,962	1,112	▲ 6.7	424	▲ 28.4	0.70	▲ 0.51	38.1	▲ 11.6	688
H23.3	916	18.2	8,945	1,199	7.8	538	26.9	0.76	0.06	44.9	6.8	661
H24.3	901	▲ 1.6	8,872	1,190	▲ 0.8	447	▲ 16.9	0.76	0.00	37.6	▲ 7.3	743
H25.3	1,038	15.2	9,099	1,161	▲ 2.4	475	6.3	0.89	0.13	40.9	3.3	686
H26.3	1,251	20.5	8,887	1,254	8.0	518	9.1	1.00	0.11	41.3	0.4	736
H27.3	1,542	23.3	8,749	1,286	2.6	640	23.6	1.20	0.20	49.8	8.5	646
H28.3	1,913	24.1	8,795	1,311	1.9	721	12.7	1.46	0.26	55.0	5.2	590
H29.3	2,203	15.2	8,413	1,226	▲ 6.5	790	9.6	1.80	0.34	64.4	9.4	436
H30.3	2,495	13.3	8,528	1,263	3.0	782	▲ 1.0	1.98	0.18	61.9	▲ 2.5	481
H31.3	2,676	7.3	8,203	1,205	▲ 4.6	808	3.3	2.22	0.24	67.1	5.2	397
R2. 3	2,943	10.0	7,977	1,141	▲ 5.3	762	▲ 5.7	2.58	0.36	66.8	▲ 0.3	379
R3. 3(※)	2,108	▲ 28.4	7,914	1,023	▲ 10.3	695	▲ 8.8	2.06	▲ 0.52	67.9	1.1	328
R4. 3	2,363	12.1	7,778	964	▲ 5.8	675	▲ 2.9	2.45	0.39	70.0	2.1	289
R5. 3	2,828	19.7	7,470	926	▲ 3.9	608	▲ 9.9	3.05	0.60	65.7	▲ 4.3	318

※計上数字は、高等学校又はハローワーク(公共職業安定所)扱いによるもの。求人数は、県内企業からの求人分のみ。

※令和3年3月卒は、9月末時点に代えて10月末現在の数値です(採用選考開始期日が1ヶ月後ろ倒し(10月16日~)となったため)。

新規高等学校卒業予定者の産業・規模・職業別求人数(令和4年9月末)

山梨労働局職業安定部

産業別《求人数》	R4.9	R3.9	R2.10 (※)	前年 比 (人)	前々年 比 (人)	前年 比 (%)	前々年 比 (%)
合計	2,828	2,363	2,108	465	720	19.7%	34.2%
A,B 農・林・漁業(01~04)	8	21	15	▲13	▲7	▲61.9%	▲46.7%
C 鉱業、採石業、砂利採取業(05)	0	0	0	0	0	-	-
D 建設業(06~08)	472	399	406	73	66	18.3%	16.3%
E 製造業(09~32)	1,197	958	790	239	407	24.9%	51.5%
食料品製造業(09)	110	108	117	2	▲7	1.9%	▲6.0%
飲料・たばこ・飼料製造業(10)	30	24	23	6	7	25.0%	30.4%
繊維工業(11)	5	3	1	2	4	66.7%	400.0%
木材・木製品製造業(12)	6	8	9	▲2	▲3	▲25.0%	▲33.3%
家具・装備品製造業(13)	9	8	9	1	0	12.5%	0.0%
パルプ・紙・紙加工品製造業(14)	12	12	9	0	3	0.0%	33.3%
印刷・同関連業(15)	23	13	15	10	8	76.9%	53.3%
化学工業(16)	32	20	14	12	18	60.0%	128.6%
石油製品・石炭製品製造業(17)	0	0	0	0	0	-	-
プラスチック製品製造業(18)	54	48	36	6	18	12.5%	50.0%
ゴム製品製造業(19)	0	0	0	0	0	-	-
窯業・土石製品製造業(21)	56	27	16	29	40	107.4%	250.0%
鉄鋼業(22)	5	5	3	0	2	0.0%	66.7%
非鉄金属製造業(23)	25	24	21	1	4	4.2%	19.0%
金属製品製造業(24)	79	45	28	34	51	75.6%	182.1%
はん用機械器具製造業(25)	87	57	46	30	41	52.6%	89.1%
生産用機械器具製造業(26)	90	63	54	27	36	42.9%	66.7%
業務用機械器具製造業(27)	100	96	86	4	14	4.2%	16.3%
電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)	157	121	87	36	70	29.8%	80.5%
電気機械器具製造業(29)	173	150	114	23	59	15.3%	51.8%
情報通信機械器具製造業(30)	48	49	47	▲1	1	▲2.0%	2.1%
輸送用機械器具製造業(31)	48	47	33	1	15	2.1%	45.5%
その他の製造業(20,32)	48	30	22	18	26	60.0%	118.2%
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	8	5	5	3	3	60.0%	60.0%
G 情報通信業(37~41)	4	6	10	▲2	▲6	▲33.3%	▲60.0%
H 運輸業、郵便業(42~49)	128	111	66	17	62	15.3%	93.9%
I 卸売業、小売業(50~61)	238	207	203	31	35	15.0%	17.2%
卸売業(50~55)	56	49	43	7	13	14.3%	30.2%
小売業(56~61)	182	158	160	24	22	15.2%	13.8%
J 金融業、保険業(62~67)	17	10	9	7	8	70.0%	88.9%
K 不動産業、物品賃貸業(68~70)	12	15	8	▲3	4	▲20.0%	50.0%
L 学術研究、専門・技術サービス業(71~74)	39	33	26	6	13	18.2%	50.0%
M 宿泊業、飲食サービス業(75~77)	183	118	146	65	37	55.1%	25.3%
宿泊業(75)	163	107	128	56	35	52.3%	27.3%
飲食サービス業(76,77)	20	11	18	9	2	81.8%	11.1%
N 生活関連サービス業、娯楽業(78~80)	213	183	179	30	34	16.4%	19.0%
O 教育、学習支援業(81,82)	9	13	6	▲4	3	▲30.8%	50.0%
P 医療、福祉(83~85)	207	206	186	1	21	0.5%	11.3%
Q 複合サービス事業(86,87)	23	8	0	15	23	187.5%	-
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	70	70	53	0	17	0.0%	32.1%
S,T 公務、その他(97~99)	0	0	0	0	0	-	-

規模別《求人数》	R4.9	R3.9	R2.10 (※)	前年 比 (人)	前々年 比 (人)	前年 比 (%)	前々年 比 (%)
合計	2,828	2,363	2,108	465	720	19.7%	34.2%
29人以下	736	616	579	120	157	19.5%	27.1%
30~99人	990	818	733	172	257	21.0%	35.1%
100~299人	692	592	470	100	222	16.9%	47.2%
300~499人	162	160	172	2	▲10	1.3%	▲5.8%
500~999人	160	99	84	61	76	61.6%	90.5%
1,000人以上	88	78	70	10	18	12.8%	25.7%

規模別《申込件数》	R4.9	R3.9	R2.10 (※)	前年 比 (人)	前々年 比 (人)	前年 比 (%)	前々年 比 (%)
合計	1,097	972	898	125	199	12.9%	22.2%
29人以下	387	349	341	38	46	10.9%	13.5%
30~99人	443	383	338	60	105	15.7%	31.1%
100~299人	216	191	165	25	51	13.1%	30.9%
300~499人	28	26	30	2	▲2	7.7%	▲6.7%
500~999人	16	16	17	0	▲1	0.0%	▲5.9%
1,000人以上	7	7	7	0	0	0.0%	0.0%

規模別《申込事業所数》	R4.9	R3.9	R2.10 (※)	前年 比 (人)	前々年 比 (人)	前年 比 (%)	前々年 比 (%)
合計	759	706	658	53	101	7.5%	15.3%
29人以下	280	266	246	14	34	5.3%	13.8%
30~99人	303	259	246	44	57	17.0%	23.2%
100~299人	134	141	127	▲7	7	▲5.0%	5.5%
300~499人	21	17	19	4	2	23.5%	10.5%
500~999人	13	15	12	▲2	1	▲13.3%	8.3%
1,000人以上	8	8	8	0	0	0.0%	0.0%

職業別《求人数》	R4.9	R3.9	R2.10 (※)	前年 比 (人)	前々年 比 (人)	前年 比 (%)	前々年 比 (%)
合計	2,828	2,363	2,108	465	720	19.7%	34.2%
A, B 専門的、技術的、管理的職業(01~24)	348	302	293	46	55	15.2%	18.8%
C 事務的職業(25~31)	158	119	118	39	40	32.8%	33.9%
D 販売職業(32~34)	202	159	166	43	36	27.0%	21.7%
E サービスの職業	537	449	439	88	98	19.6%	22.3%
理容・美容師等(38)	50	57	64	▲7	▲14	▲12.3%	▲21.9%
調理師見習等(39)	42	26	32	16	10	61.5%	31.3%
飲食店店員等(40)	249	177	184	72	65	40.7%	35.3%
その他(35~37・41・42)	196	189	159	7	37	3.7%	23.3%
H, I, J, K 技能工、採掘・製造・建築の職業(49~78)	1,534	1,287	1,063	247	471	19.2%	44.3%
① 製造・製作の職業(49~64)	1,061	880	711	181	350	20.6%	49.2%
② 定置機関・建設機械運転(69・72)	103	77	66	26	37	33.8%	56.1%
③ 採掘・建設・労務の職業(70・71・73~78)	329	293	263	36	66	12.3%	25.1%
その他(65~68)	41	37	23	4	18	10.8%	78.3%
F, G その他の職業(43~48)	49	47	29	2	20	4.3%	69.0%

※令和3年3月卒は、9月末時点に代えて10月末現在の数値です(採用選考開始期日が1ヶ月後ろ倒し(10月16日~)となったため)。

報道関係者 各位

令和4年10月28日

【照会先】

山梨労働局 労働基準部 監督課
課長 太田良 雅美
主任監察監督官 伊勢井 裕之
(電話) 055-225-2853

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します ～過重労働解消に向けた監督指導や無料の電話相談などを実施～

山梨労働局(局長 生方勝)では、本年も11月の「過労死等防止啓発月間」において、シンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

同月間中は「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催して過労死等を防止することの重要性について国民の皆様の関心と理解を深めていただくほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働等に重点を置いた監督指導を行います。

また、11月1日(火)から11月5日(土)を「過重労働相談受付集中期間」とし、最終日である11月5日(土)には、長時間労働等に関する相談を労働基準監督官が無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施します。

【主な取組の概要】

1 電話相談の実施

(1) 過重労働解消相談ダイヤル(無料)

全国一斉に実施し、都道府県労働局の担当官が対応します。

日時：11月5日(土) 9:00～17:00

連絡先：^{フリーダイヤル}0120 (^{なくしましょう}794) ^{長い残業}713 (フリーダイヤル なくしましょう 長い残業)

(2) 相談ダイヤル以外の窓口

以下の窓口で、相談や情報提供を受け付けています。

ア 山梨労働局及び県内の各労働基準監督署(受付時間 平日8:30～17:15)

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日の夜間や土日・祝日に、労働条件に関し無料で相談を受け付けています。

開設時間：月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00

連絡先：^{フリーダイヤル}0120 (^{はい!}811) ^{ろうどう}610 (フリーダイヤル はい! 労働)

2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

11月のキャンペーン期間中に、山梨労働局長が報道機関に公開の上で、積極的な取り組みを行っている企業を訪問し、当該企業の長時間労働の削減に向けた取組事例を広く紹介します。

※ ベストプラクティス企業とは、県内で率先して長時間労働の削減に向けた取組を実践している企業のことをいいます。

3 重点的な監督指導の実施

11月のキャンペーン期間中に、長時間労働や若者の「使い捨て」が疑われる事業場への監督指導を重点的に実施します。

4 労使等への主体的取組の要請

キャンペーンの実施に伴い、使用者団体や労働組合等に協力要請を行います。

(使用者団体) 山梨県経営者協会、山梨県中小企業団体中央会

山梨県商工会連合会、山梨県商工会議所連合会

山梨県労働基準協会連合会、山梨県建設業協会

山梨県トラック協会、山梨県バス協会、山梨県タクシー協会

(労働組合) 日本労働組合総連合会山梨県連合会

(その他) 山梨県社会保険労務士会

5 広報の実施

(1) 山梨労働局ホームページに「過重労働解消キャンペーン」の実施事項を掲載します。

(2) パンフレット及びポスターを使用者団体や労働組合等に配布します。

6 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催

(1) 日時

令和4年11月29日(火) 18:30~20:30

(2) 会場

ベルクラシック甲府 3F エリザベート(甲府市丸の内1-1-17)

(3) プログラム

ア 基調講演 「パワハラをめぐる実態と課題と対策」

新村 響子氏

イ 「労働相談から考える問題と対策」

清水 豊氏

ウ 「公務災害相談から考える問題と対策」

深澤 佳人氏

(4) 申込方法

Web <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

Fax 03-6264-6445 ※資料3の裏面【参加申込書】を送付

(5) 問合せ先

株式会社プロセスユニーク

TEL 0570-070-072

E-mail karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

関係資料一覧

資料1 過労死等防止啓発月間パンフレット

資料2 過重労働解消キャンペーンリーフレット

資料3 過労死等防止対策推進シンポジウムチラシ(山梨会場版)

働くすべての人、そのご家族の皆さまへ

過労死等を
防止するための
対策BOOK

しごととより、 いのち。

新しい時代の新しい働き方、みんなと一緒に考えてみませんか。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



過労死等とは？



業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患の事です。



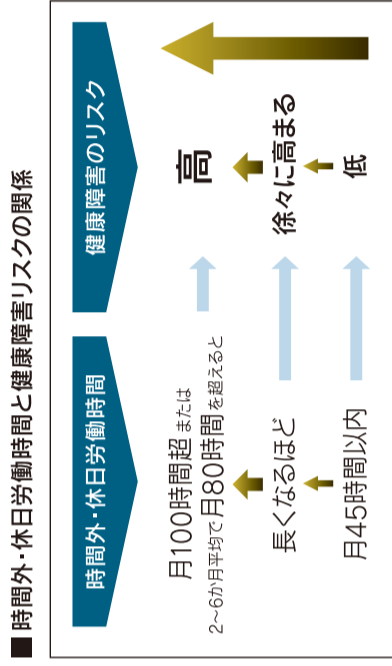
【過労死等の定義】

- ◎業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ◎業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ◎死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

【長時間労働と過労死等】

長期間にわたる特に過重な労働は、著しい疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼすと言われています。脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、週40時間を超える時間外・休日労働がおおむね月45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされています。

また、業務における強い心理的負荷による精神障害で、正常な認識、行為選択能力や自殺行為を思いつく精神的抑制力が著しく阻害され、自殺に至る場合があるとされています。



《注意》

①上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となつた医学的検討結果を踏まえたものです。

②業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるのではなく、就業態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。

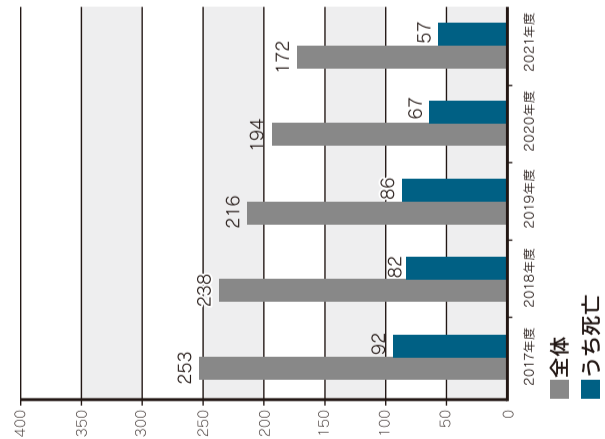
③「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。

④2~6か月平均でおおむね月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が、おおむね80時間を超えるという意味です。

【過労死等防止は喫緊の課題】

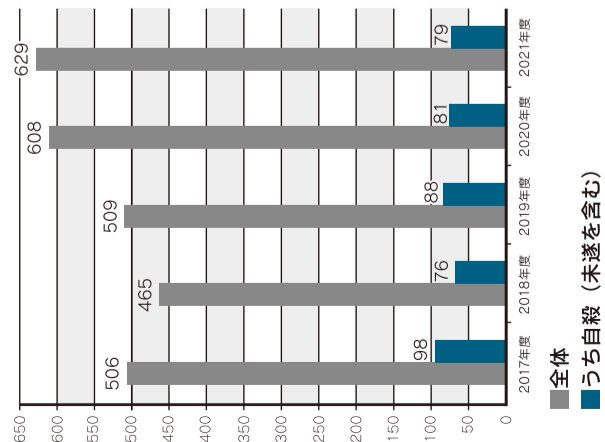
過労死等の原因の一つである長時間労働を削減し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図るとともに、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、良好な職場環境(職場風土を含む)を形成の上、労働者の心理的負荷を軽減していくことは急務となっております。

■ 脳・心臓疾患に係る労災認定件数の推移



注) 労災認定件数は、当該年度内に「業務上」で認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む

■ 精神障害に係る労災認定件数の推移



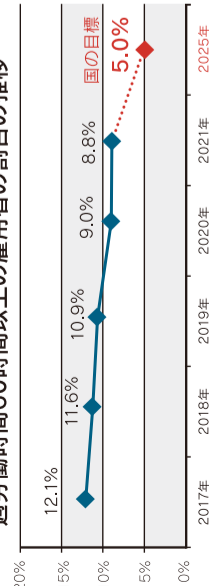
注) 労災認定件数は、当該年度内に「業務上」で認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む

【過労死等防止に関連する国の目標】

過労死等防止のための対策に関する大綱の数値目標 (R3.7月変更)

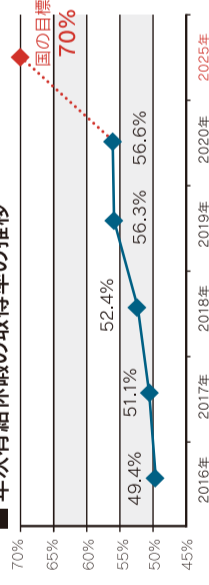
- 過労死をゼロとすることを目指し、以下の目標を設定しています。
- ◎ 週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下(2025年まで)
 - ◎ 勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、(1) 制度を知らなかった企業割合を5%未満(2025年まで) (2) 制度を導入している企業割合を15%以上(2025年まで) 特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取組を推進する。
 - ◎ 年次有給休暇の取得率を70%以上(2025年まで)
 - ◎ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(2022年まで)
 - ◎ 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上(2022年まで)
 - ◎ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上(2022年まで)

■ 週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合の推移



※資料出所: 総務省「労働力調査」 ※資料は非農林業雇用者数により作成。

■ 年次有給休暇の取得率の推移



※資料出所: 厚生労働省「就労条件調査」



事業主の取組



長時間労働の削減に向けて、事業主が取り組むべきことは？



A 労働者の労働時間を正確に把握しましょう。
時間外・休日労働協定(36協定)の内容を労働者に周知し、週労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めましょう。

【適正な労働時間の把握】

使用者は労働基準法及び労働安全衛生法により、労働者の労働時間を適切に管理し、労働時間の状況を適正に把握する責務があります。現状では割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題など、使用者が労働時間を適切に管理できていないケースも見られます。

「労働時間適正把握ガイドライン」で詳しく解説しています。



【時間外・休日労働協定(36協定)の周知を】

使用者が法定労働時間(原則、1日8時間、週40時間)を超えて時間外労働をさせる場合、または休日労働をさせる場合には、労働基準法36条に基づき、36協定を過半数労働組合(無い場合には過半数代表者)と締結し、労働基準

監督署に届け出ることが義務づけられています。労働者に対して、労働基準法を周知することはもとより、36協定が適切に結ばれるよう過半数代表者(過半数代表者に選出される労働者)に対しても、周知等を行うことが重要です。また、届け出られた協定は見やすい場所へ掲示するなどの方法により、労働者に周知することが必要です。

① 関連する国の目標

週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下にする(2025年まで)

働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制が、大企業には2019年4月から、中小企業には2020年4月から適用されました。

時間外労働の上限は、原則として、月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

また、長時間労働を削減するためには、労働時間等設定改善指針に規定された勤務間インターバル制度の導入等、各取組を行うことが効果的です。



事業主の取組

労働者の取組



働きすぎによる健康障害を防止するために必要なことは？



A 事業主は労働者の健康づくりに向け積極的に支援すること、
労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。

【睡眠時間の確保および健康づくりを】

過重労働による健康障害の防止のために時間外・休日労働時間の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底を図りましょう。労働者の必要な睡眠時間を確保し、生活習慣病の予防などの健康づくりに取り組むことも重要です。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショナル制度対象労働者や管理・監督者についても、事業主に健康確保の責務があることから、労働安全衛生法に基づき、医師による面接指導等の必要な措置を講じなければなりません。

労働者も睡眠時間の確保や健康管理などを意識しましょう。

【若年労働者などにも配慮した対策を】

若年労働者、高齢労働者、障害者である労働者などについては、心身ともに充実した状態で意欲と能力が発揮できるよう、事業主は、各々の特性に応じた過重労働防止のための配慮を行う必要があります。

例えば、入社間もない若年労働者が長時間に及ぶ時間外労働を強いられることがないよう、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の促進や、メンタルヘルス不調の発生防止のための対策などを講じましょう。



高齢労働者への取り組みは「高齢労働者の安全衛生対策について」で詳しく解説しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

事業主の取組

労働者の取組



働き方はどのように見直せばよいですか？



事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。使用者と労働者で話し合って計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。

「ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境を」

過労死等の防止のためには、単に法令を遵守するだけでなく、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進めることが必要です。長時間労働や休日出勤、休暇が取得できない状態が続くと、労働者の仕事への意欲や効率の低下だけでなく、健康状態や精神状態の悪化にもつながります。仕事にやりがい・充実感を得ながら責任を果たすためには、適切な労働時間で効率的に働き、しっかりと休暇を取得できる職場環境・業務体制の構築が不可欠です。

！関連する国の目標

年次有給休暇の取得率を70%以上とする(2025年まで)

年次有給休暇(年休)は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。労働基準法において①6か月間の継続勤務②全労働日の8割以上の出勤の条件を満たした労働者(パート、アルバイトも同様)は、取得することができます。労使で話し合って、年休の計画的な取得を推進しましょう。

2019年4月から、全ての企業において、法定の年休付与日数が10日以上全ての労働者に対して、年休の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。

事業主の取組

労働者の取組



勤務間インターバル制度とは？



勤務間インターバル制度は、終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設ける制度で、働く人の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るため有効なものです。労使で話し合い、制度の導入に努めましょう。

2019年4月から、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務になりました。

- ➡ 勤務間インターバル制度の導入・運用する際のポイント等をとりまとめたマニュアル、導入事例があります。
- ➡ 制度を導入する中小企業への助成金があります。

！関連する国の目標

- 勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
- (1) 制度を知らなかった企業割合を5%未満に、
 - (2) 制度を導入している企業割合を15%以上とする(2025年まで)

勤務間インターバル制度導入がもたらすメリット

勤務間インターバル制度を導入することによって、事業主、従業員双方に以下のようなメリットが期待されます。

メリット1

従業員の健康の維持・向上につながります。

インターバル時間が短くなるにつれてストレス反応が高くなるほか、起床時疲労感が残ることが研究結果から明らかになっています。十分なインターバル時間の確保が、従業員の健康の維持・向上につながります。

メリット2

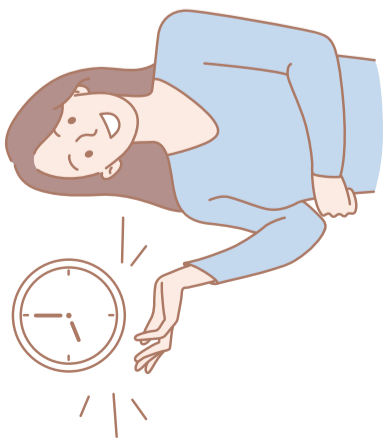
従業員の定着や確保が期待できます。

労働力人口が減少するなか、人材の確保・定着は、重要な経営課題になっています。十分なインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることは、職場環境の改善等の魅力ある職場づくりの実現につながり、人材の確保・定着、さらには、離職者の減少も期待されます。

メリット3

生産性の向上につながります。

十分なインターバル時間の確保は、仕事に集中する時間とブラハラを避けることができます。十分なインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることは、製品・サービスの品質水準が向上するのみならず、生産性の向上にも期待できます。



働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html>



導入・運用マニュアル、導入事例を紹介しています。
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/>

事業主の取組

労働者の取組

Q

心の健康を保つために 取り組むべきことは？

A

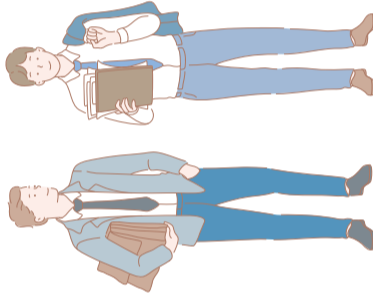
事業主はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、
労働者はストレスチェックにより、自身のストレスの
状況に気づき、セルフケアに努めましょう。

「メンタルヘルスカケアが重要」

仕事や職業生活に関することで強い不安・悩み、ストレスを感じている労働者の割合は、依然として5割を超えています。心の健康を保つためには労働者自身がストレスに気づき、これに対処することが必要です。

また、メンタルヘルス不調等の場合、職場の上司・同僚が不調のサインに気づき、必要に応じて専門家等につなげることが重要です。

そのためには、事業主がメンタルヘルスカケアのための体制づくりや労働者等への教育・情報提供を計画的に実施することが重要です。



「ストレスチェックの実施を」

毎年1回労働者を対象にストレスの程度について検査（ストレスチェック）を実施し、高ストレス者で必要な者に対して医師による面接指導を行うことが必要です（労働者数50人未満の事業場は努力義務）。

労働者はストレスチェック結果により、自身のストレス状況に気づき、セルフケアに努めましょう。

！関連する国の目標

- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする(2022年まで)
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする(2022年まで)



「ストレスチェック実施プログラム(無料)」
<https://stresscheck.mhlw.go.jp/>

ストレスチェックの企業向けの相談窓口
「ストレスチェック制度サポートダイヤル」
0570-031050(平日10時～17時 土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

事業主の取組

労働者の取組

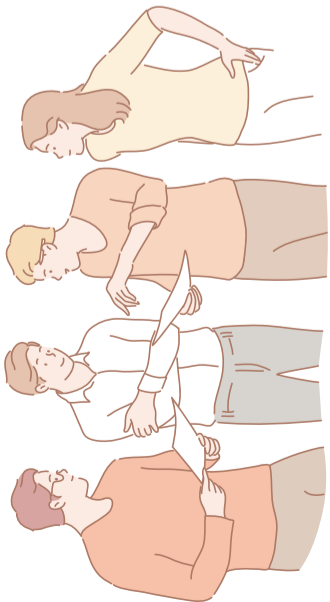
Q

職場のハラスメントの 防止に向けて取り組むべきことは？

A

事業主は、予防から再発防止に至るまでの一連の防止対策に
取り組み、職場のハラスメントを防止する必要があります。
労働者とその周囲の方は、ハラスメントに気づいたら
相談窓口へ連絡しましょう。

2022年4月から、職場におけるパワーハラスメント防止対策が
中小企業を含む全ての企業の義務となりました。



職場におけるハラスメントを 防止するために講ずべき措置

※事業主は、これらの措置を必ず講ずる必要があります。

- 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
 - ① ハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
 - ② ハラスメントの行為者を厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
- 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
 - ④ 相談窓口対応者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること
- 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
 - ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
 - ⑥ 事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
 - ⑦ 事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと
 - ⑧ 再発防止に向けた取組を講ずること
- 併せて講ずべき措置
 - ⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること
 - ⑩ 事業主に相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること
- 職場における妊娠・出産・育児休業等に
関するハラスメントの原因や背景となる
要因を解消するための措置
 - ⑪ 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じた必要な措置の実施



ハラスメント対策について厚生労働省HPで詳しく解説しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるとい職場応援団」も
ご利用ください。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

事業主の取組

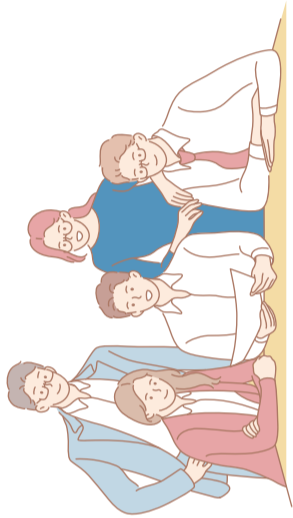
労働者の取組



新しい働き方を導入する場合はどのように対応すべき？



テレワークなどの新しい働き方の導入にあたっては、企業も労働者も安心して取り組むことができる環境を整備することが重要です。



「テレワーク」

テレワークは、ウイズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」「新しい生活様式」に対応した働き方であり、業務効率化による時間外労働の削減や生産性の向上に資する等、労使ともにメリットがあります。

一方で、「仕事と生活の時間の区別が曖昧となり、労働者の生活時間帯の確保に支障が生じる」「顔を合わせる機会が減り、心身の不調に気づきにくい」等の理由による健康障害の恐れや、テレワーク時のハラスメントの発生について留意する必要があります。

があります。労使双方で十分に話し合い、良質なテレワーク環境の整備に努めましょう。

「副業・兼業」

労働者が自身のスキルアップや収入面の安定の手段として副業・兼業を行うことは、企業にとっても優秀な人材の獲得・流出防止等のメリットがあります。

副業・兼業を進める上では、長時間労働によつて労働者の健康が阻害されないよう、長時間労働を防止することや健康確保を図ることが重要です。労使コミニ

ケーションをとり、必要な措置を講じるようにしましょう。

「フリーランス」

フリーランスについては、多様な働き方の拡大等により、社会保障の支え手・働き手の増加などに貢献することが期待されます。

フリーランスとして働く方々が安心して働くことができるよう、フリーランスとして働く方々、また、フリーランスと取引を行う事業者双方において、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」も活用し、思いやりのある取引に努めましょう。

事業主の取組

労働者の取組



労働者が過労死等の危険を感じた場合に備えて取り組むべき対策は？



労働者は自身の不調に気がいたら、早めに周囲の人や医師などの専門家に相談しましょう。事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。



「相談しやすい環境の整備を」

現在、国や民間団体により相談窓口が多く設置されています。事業主は、事業場において相談体制を整備するほか、こうした窓口の周知を行いましょ。また、職場において労使双方が過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、労働者が過重労働や心理的負荷による自らの身体面、精神面の不調に気づくことができるようにしていくとともに、上司・同僚も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。

さらに、職場以外においては、家族、友人等も過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、過重労働による労働者の不調に気づき、相談に行くことを勧めるなど適切に対処できるようにすることが必要です。労働者も自身の不調に気がいたら、ためらわずに周囲の人や専門家に相談することを心がけましょ。

▶相談窓口は、p.13、p.14<

❗関連する国の目標

仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とする(2022年まで)



フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン



【事業者用】テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト



副業・兼業の促進に関するガイドライン



【労働者用】自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト



テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

2.最近1か月間の勤務の状況について、各質問に対し最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. 1か月の時間外労働	<input type="checkbox"/> ない又は適当 (0)	<input type="checkbox"/> 多い (1)	<input type="checkbox"/> 非常に多い (3)
2. 不規則な勤務(予定の変更、突如の仕事)	<input type="checkbox"/> 少ない (0)	<input type="checkbox"/> 多い (1)	
3. 出張に伴う負担(頻度・拘束時間・時差など)	<input type="checkbox"/> ない又は小さい (0)	<input type="checkbox"/> 大きい (1)	
4. 深夜勤務に伴う負担(※1)	<input type="checkbox"/> ない又は小さい (0)	<input type="checkbox"/> 大きい (1)	<input type="checkbox"/> 非常に大きい (3)
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	<input type="checkbox"/> 適切である (0)	<input type="checkbox"/> 不適切である (1)	
6. 仕事についての精神的負担	<input type="checkbox"/> 小さい (0)	<input type="checkbox"/> 大きい (1)	<input type="checkbox"/> 非常に大きい (3)
7. 仕事についての身体的負担(※2)	<input type="checkbox"/> 小さい (0)	<input type="checkbox"/> 大きい (1)	<input type="checkbox"/> 非常に大きい (3)

※1:深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断して下さい。深夜勤務は、深夜時間帯(午後10時～午前5時)の一部または全部を含む勤務を言います。
 ※2:肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担

【勤務の状況の評価】 各々の答えの()内の数字を全て加算してください。

合計		点
A	0点	
B	1～2点	
C	3～5点	
D	6点以上	

総合判定

1.2の結果を次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、あなたの仕事による負担の点数(0～7)を求めてください。

【仕事による負担点数表】

自覚症状	勤務の状況				判定	仕事による負担度
	A	B	C	D		
I	0	0	2	4	0～1	低いと考えられる
II	0	1	3	5	2～3	やや高いと考えられる
III	0	2	4	6	4～5	高いと考えられる
IV	1	3	5	7	6～7	非常に高いと考えられる

※糖尿病や高血圧症等の疾病がある方は判定が正しく行われない可能性があります。

あなたの仕事による負担の点数は

点 (0～7)

疲労蓄積予防のための対策

あなたの仕事による負担度はいかがでしたか?本チェックリストでは、健康障害防止の観点から、これまでの医学研究の結果などに基づいて、仕事による負担度が判定できます。負担度の点数が2～7の人は、疲労が蓄積されている可能性があり、チェックリストの2.に掲載されている“勤務の状況”の項目(点数が1または3である項目)の改善が必要で、個人の裁量で改善可能な項目については自分でそれらの項目の改善を行ってください。

個人の裁量で改善不可能な項目については、上司や産業医等に相談して、勤務の状況を改善するように努力してください。

なお、仕事以外のライフスタイルに原因があつて自覚症状が多い場合も見受けられますので、睡眠や栄養などを見直すことも大切なことです。疲労を蓄積させないためには、負担を減らし、一方で睡眠・栄養をしっかり取る必要があります。

労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト

疲労が蓄積すると心身の健康状態の低下を招き、健康障害を引き起こすことがあります。下記のチェックリストを活用して、あなたの仕事による疲労蓄積度を把握し、改善に役立ててください。

このチェックリストは、労働者の仕事による疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。

記入年月日 年 月 日

1.最近1か月間の自覚症状について、各質問に対し最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. イライラする	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
2. 不安だ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
3. 落ち着かない	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
4. ゆうつだ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
5. よく眠れない	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
6. 体の調子が悪い	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
7. 物事に集中できない	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
8. することに間違いが多い	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
9. 仕事中、強い眠気に襲われる	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
10. やる気が出ない	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
11. へとへとだ(運動後を除く)	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
12. 朝、起きた時、ぐっったりした疲れを感じる	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
13. 以前とくらべて、疲れやすい	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)

【自覚症状の評価】 各々の答えの()内の数字を全て加算してください。

合計	点
----	---

I	0～4点	II	5～10点	III	11～20点	IV	21点以上
---	------	----	-------	-----	--------	----	-------

◎労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30～17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。日本語の他、13言語に対応しています。(2022/4/1現在)
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610 平日 17:00～22:00/土・日・祝日 9:00～21:00 (12/29～1/3を除く)

●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労働管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●ハラスメント悩み相談室

職場におけるハラスメントについて無料で相談に応じています。
<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



0120-714-864 平日 17:00～22:00/土・日 10:00～17:00 (祝日及び年末年始(12/29～1/3を除く))

●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の提供を行っています。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



働き方・休み方の見直しに関する取組支援を希望する場合は・・・

●働き方・休み方改善コンサルタント

労働時間、休暇・休日などに関するご相談に対し、電話のほか、個別訪問により、改善に向けたアドバイスを無料で行っています。
お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



●働き方・休み方改善ポータルサイト

企業や社員が「働き方」や「休み方」を自己診断することで、自らの「働き方」や「休み方」を「見える化」し、改善のヒントを見つけられるサイトです。
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●産業保健総合支援センター

全国で、事業者、産業保健スタッフ(産業医、衛生管理者など)に向けた、健康管理やメンタルヘルス対策のための個別訪問支援や専門的な相談などの対応を無料で行っています。また、産業保健スタッフへの研修や、事業者・労働者向けの啓発セミナーを開催しています。
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



●こころの耳電話相談、こころの耳メール相談、こころの耳SNS相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。
電話相談 0120-565-455 月・火 17:00～22:00/土・日 10:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く)



メール相談 24時間受付

SNS相談 月・火 17:00～22:00/土・日 10:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く)

●こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメンタルヘルス対策に取り組み事業者の方などの支援や、役立つ情報の提供を行っています。
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



0120-714-864 平日 12:00～21:00/土・日 10:00～17:00 (祝日及び年末年始(12/29～1/3を除く))

◎国による過労死等防止のための取り組み

●厚生労働省 過労死等防止対策



◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

●過労死等防止対策推進全国センター

<http://karoshi-boushi.net/>



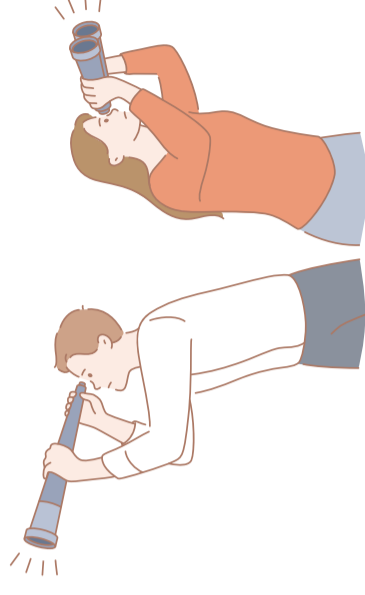
●全国過労死を考える家族の会

<http://karoshi-kazoku.net/>



●過労死弁護士全国連絡会議(過労死110番全国ネットワーク)

<http://karoshi.jp/>



厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します



01 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

02 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

04 労働相談を実施します

11月5日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

令和4年11月5日(土) 9時～17時 **0120-794-713**

11月1日・2日・4日・5日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



05 過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から12月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」[委託事業]を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://kaiju-kaisyou-zenkiren.com/>



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短期間発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayouseboushi/>



働き過ぎたらいませんか？



11月「過労死等防止啓発月間」に
「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

労働基準監督官が
相談をお受けします。

過重労働解消
相談ダイヤル

無料 令和4年11月5日(土) 9時～17時

なくしましょう

長い残業

0120-794-713

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン Q検索

11月1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)

0120-811-610

月～金 17:00～22:00
土日・祝日 9:00～21:00



厚生労働省

都道府県労働局

労働基準監督署

資料2

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



労働時間などの現状は？

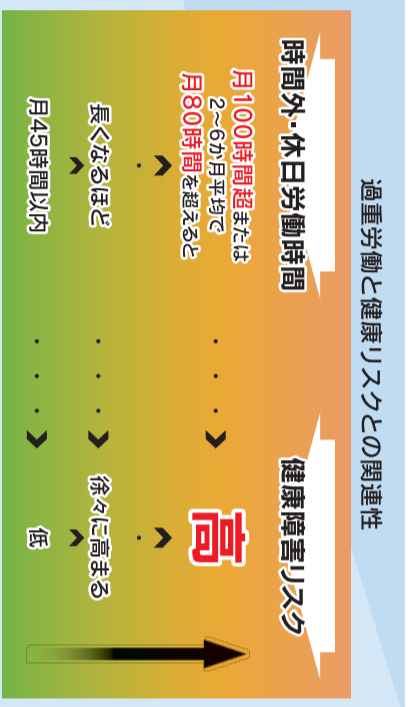
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

知っていますか？

長時間労働が健康に与える影響は？

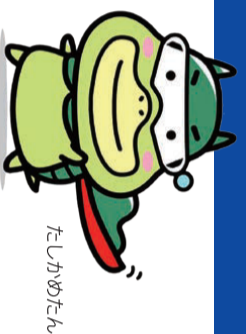
長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となつた医学的検討結果を踏まえたものです。)



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方向けに、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



たしかめたん

確かめよう労働条件サイト

<https://www.check-roundou.mhlw.go.jp/>



働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができ、ます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。



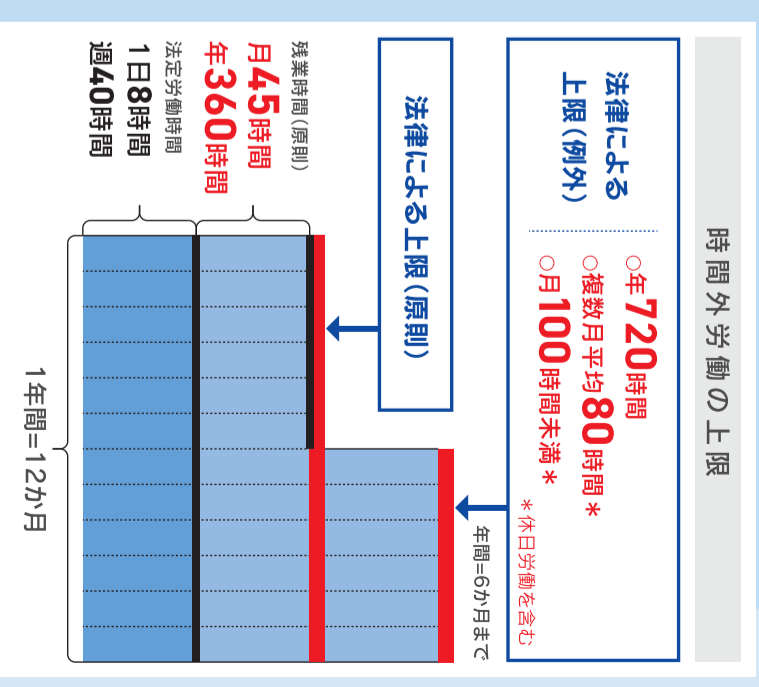
働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものであるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握(※2)してください。



02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

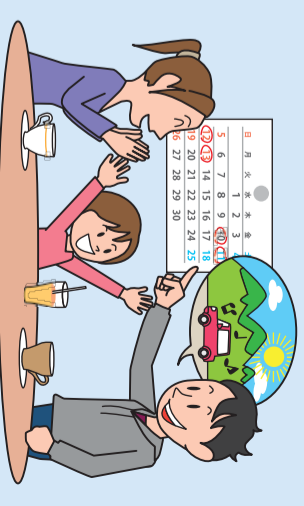
- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

03 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆労働時間等見直しガイドラインに挙げられている取組メニューに留意しながら、労働時間等の設定の改善に取り組みましょう。
- ◆勤務間インターバル制度(※3)の導入にも努めましょう。

04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。



※1 「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)

※2 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)

※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み

※4 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

山梨 会場

毎年11月は
「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

参加
無料
事前申込

2022年

日時

11月29日(火)

18:30～20:30(受付18:00～)

会場

ベルクラシック甲府
エリザベート

(山梨県甲府市丸の内1-1-17)

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。参加には、事前申込みが必要です。感染症拡大の状況により、開催方法が変更になる場合がございます。最新の情報はホームページにてご確認ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで
二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：山梨県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、働くもののいのちと健康を守る山梨県センター、山梨・過労死と労災問題を考える家族の会

山梨会場

プログラム

[主催者挨拶] 山梨労働局労働基準部監督課

[基調講演]

「パワハラをめぐる実態と課題と対策」

新村 響子 氏 (旬報法律事務所)

[実態報告]

「労働相談から考える問題と対策」

清水 豊 氏 (山梨県労働組合総連合 労働相談センター長)

「公務災害相談から考える問題と対策」

深澤 佳人 氏 (山梨・過労死と労災問題を考える家族の会)

新村 響子 氏

旬報法律事務所



1998年 広島大学附属福山高校卒業

2002年 一橋大学法学部卒業

2005年 弁護士登録(58期)

東京弁護士会

旬報法律事務所 パートナー

【資格・役職】

東京都労働相談情報センター 民間労働相談員

東京都ウィメンズプラザ 法律相談員

日本労働弁護団 本部常任幹事

日本アンガーマネジメント協会公認 アンガーマネジメントファシリテーター、叱り方トレーナー、ハラスメント防止アドバイザー

会場のご案内

ベルクラシック甲府 エリザベート

(山梨県甲府市丸の内1-1-17)

・JR甲府駅北口から徒歩3分

参加申込について

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。尚、定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。

●Webからの申し込み:

スマートフォンで二次元バーコードを読み込んで下さい。



<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。 FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者 | <input type="checkbox"/> 会社員 | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員 | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生 | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL: ●FAX:	
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 電話: ☎ 0570-070-072 E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク

山梨労働局発表
令和4年10月28日

【照会先】

山梨労働局 労働基準部 健康安全課
健康安全課長 筑山 忠
地方産業安全専門官 丸山 浩之
(電話) 055-225-2855

セーフ
行動災害の予防に向け「SAFE協議会」を設置します（開催案内）

～ 小売業及び介護施設を対象とする新たな取組 ～

山梨県内の令和4年9月末における労働災害発生件数（休業4日以上）は675件と、第13次労働災害防止計画における数値目標（令和4年終了時点において689件）の達成に向けて危機的状況にあり、特に第三次産業における労働災害について、全国的にも「小売業」と「介護施設」を中心として増加しています。

また、これらの業種における転倒・腰痛等、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」といいます。）の増加傾向が続いており、これに歯止めをかけることが喫緊の課題となっています。

このため、山梨労働局（局長 生方勝）では、「小売業」と「介護施設」について、県内のリーディングカンパニー、業界団体、地方公共団体等を構成員とする「SAFE協議会」を新たに設置し、取組に係る情報共有、行動災害の予防に係る啓発資料等の作成、安全衛生管理の好事例の水平展開等を図ることにより、労働災害防止に向けた取組を行います。

【SAFE協議会の概要】 ※「小売業対象」協議会の一部を取材いただけます。

- 1 日時 ①小売業対象：「山梨県小売業SAFE協議会」
令和4年11月21日（月） 13:30～15:00
②介護施設対象：「山梨県介護施設SAFE協議会」
令和4年11月21日（月） 15:15～16:45
- 2 場所 甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局1階大会議室
- 3 内容 別紙のとおり

(1) 当日の取材を希望する報道関係者は、裏面「取材申込書」に必要事項を記入の上、山梨労働局労働基準部健康安全課まで御提出願います。

(2) 当日は開始10分前までに受付を済ませてください。

取材申込書

11月21日（月）開催の「SAFE協議会」への出席について

報道機関等名称	
出席者人数	人
連絡先（電話番号）	

※令和4年11月18日（金）午後5時までにご連絡をお願いいたします。

開催概要

①山梨県小売業 SAFE 協議会：令和4年11月21日（月）13：30～15：00

②山梨県介護施設 SAFE 協議会：令和4年11月21日（月）15：15～16：45

場所：山梨労働局 1階大会議室

取材範囲

① 山梨県小売業 SAFE 協議会（13：30～）

- 1 労働基準部長あいさつ
- 2 山梨労働局説明
 - ・ 県内の労働災害発生状況について
 - ・ 山梨県小売業 SAFE 協議会設置要綱（案）等について
 - ・ 小売業における労働災害発生状況及び労働災害の防止について
- 3 構成員企業における労働災害防止の取組状況や課題等について
- 4 意見交換
- 5 その他

② 山梨県介護施設 SAFE 協議会（15：15～）

- 1 労働基準部長あいさつ
- 2 山梨労働局説明
 - ・ 県内の労働災害発生状況について
 - ・ 山梨県介護施設 SAFE 協議会設置要綱（案）等について
 - ・ 介護施設における労働災害発生状況及び労働災害の防止について
- 3 構成員企業における労働災害防止の取組状況や課題等について
- 4 意見交換
- 5 その他



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 山梨労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

公開
頭撮り可

令和4年10月28日

【照会先】

山梨労働局 雇用環境・均等室

室長 上野 由佳

監理官 宮下 勝則

(電話) 055(225)2851

報道関係者 各位

「令和4年度 第1回山梨地方労働審議会」の開催

山梨労働局における令和4年度行政運営方針に係る推進状況を審議するため、令和4年度第1回山梨地方労働審議会を下記のとおり開催します。

記

1. 日 時 令和4年11月7日(月) 午後1時30分～午後3時30分
2. 場 所 KKR甲府 ニュー芙蓉 1階アメジストホール
甲府市塩部3丁目6-10
電話 055-252-1327
3. 議 題：
 - (1) 山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正等について
 - (2) 令和4年度行政運営方針重点施策の上半期推進状況について

【地方労働審議会について】

地方労働審議会は、地方労働審議会令(平成13年政令第320号)により、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれ6人の委員18人で構成されています。